

現場技術者の知るべき法令（建設業法）

国土交通省 中国地方整備局 建政部
建設業適正契約推進官 佐々木 由紀

現場技術者の知るべき法令(建設業法)

令和8年6月16日・17日
中国地方整備局 建政部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

全体目次



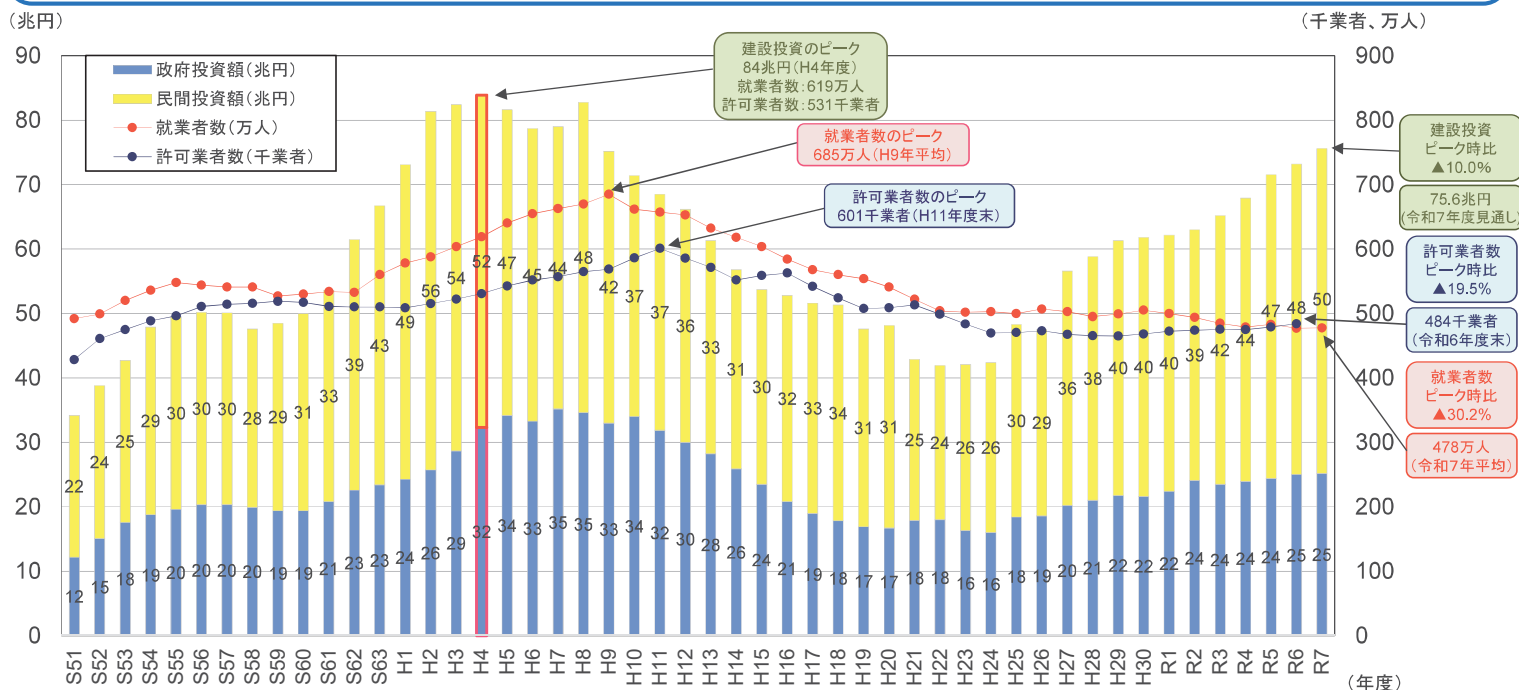
第1章	建設業の現状と課題	2ページ
第2章	最近の法令等の改正 ・ 労務費に関する基準	12ページ
第3章	建設業法の概要	41ページ
第4章	適正な施工体制について ・ 建設業法における技術者制度 ・ 施工体制台帳等について	51ページ
第5章	適正な取引について	90ページ
その他 (参考資料)	建設キャリアアップシステム 他	107ページ

※ 本研修資料は、本省建設業課・建設振興課作成資料をもとに中国地方整備局建設業法令遵守推進本部で編集した資料をもとに構成

第1章 建設産業の現状と課題

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和7年度は約76兆円となる見通し（ピーク時から約10%減）。
- 建設業者数（令和6年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和7年平均）は478万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和4年度(2022年度)まで実績、令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)は見込み、令和7年度(2025年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

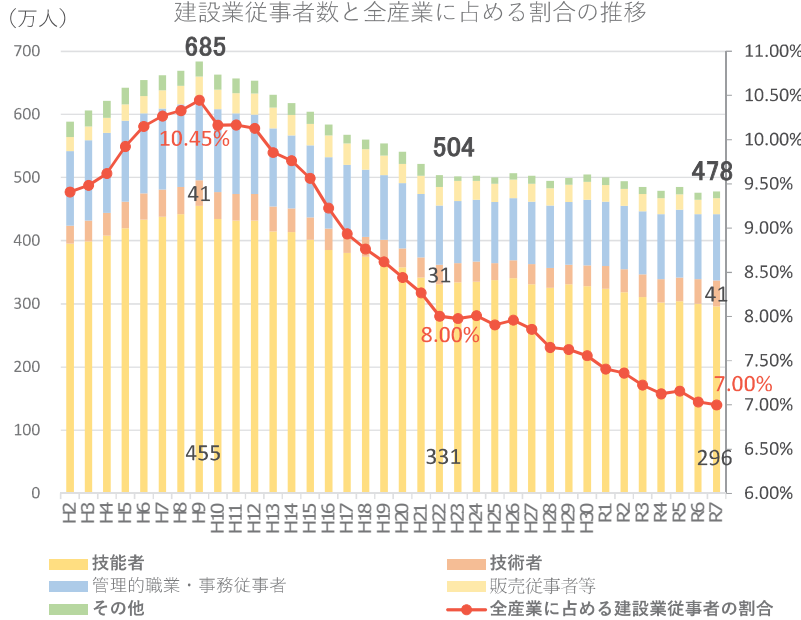
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

技能者等の推移

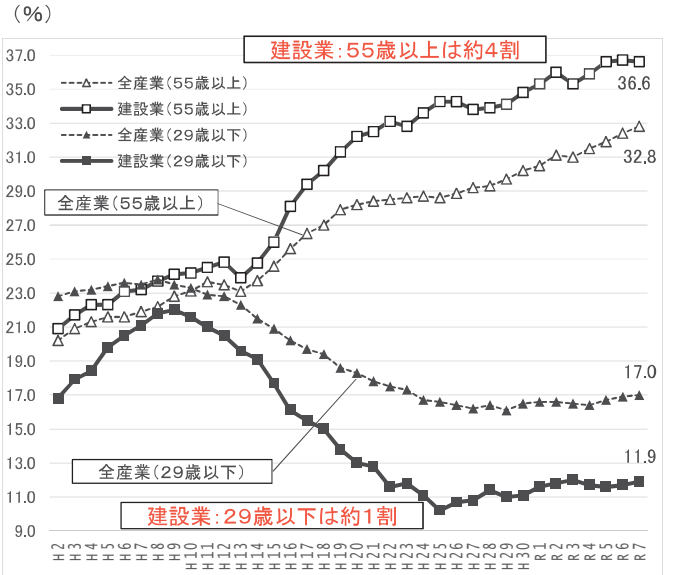
＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)



建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

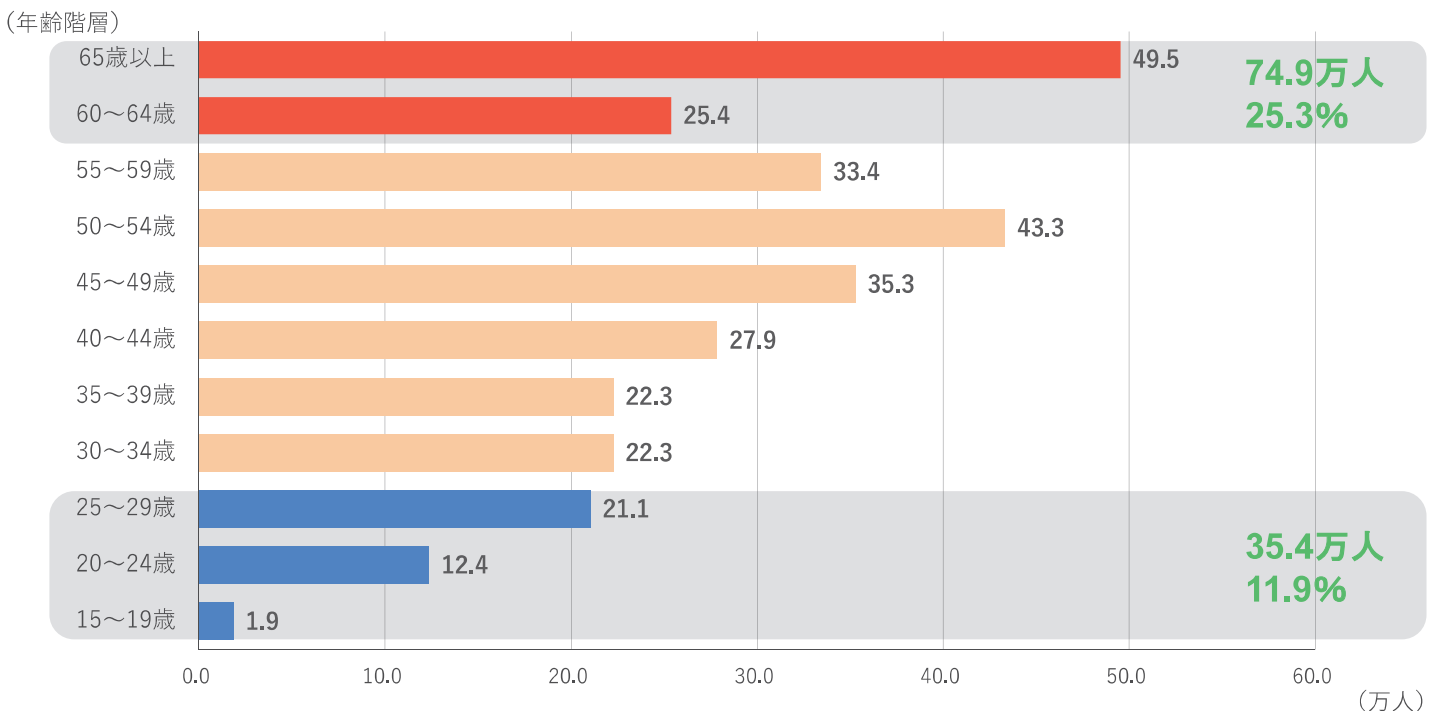
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.3%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

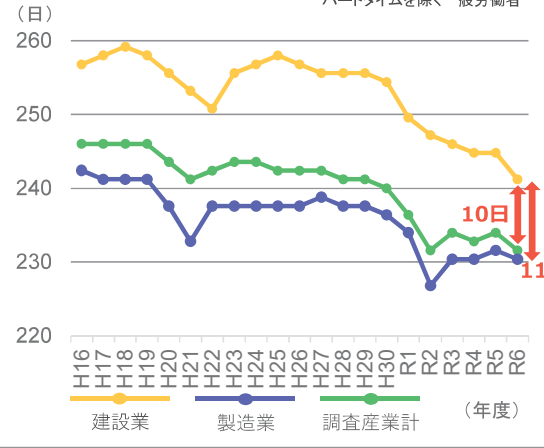


出典：総務省「労働力調査」(令和7年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

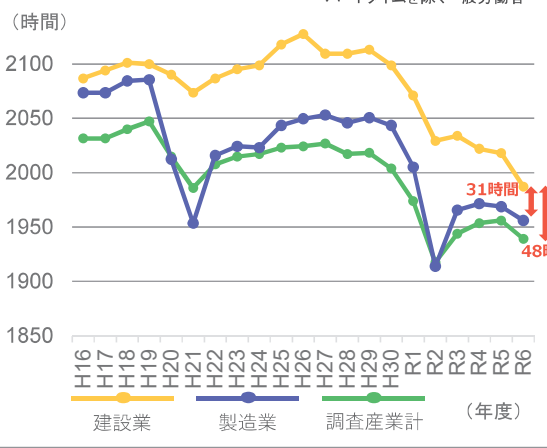
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

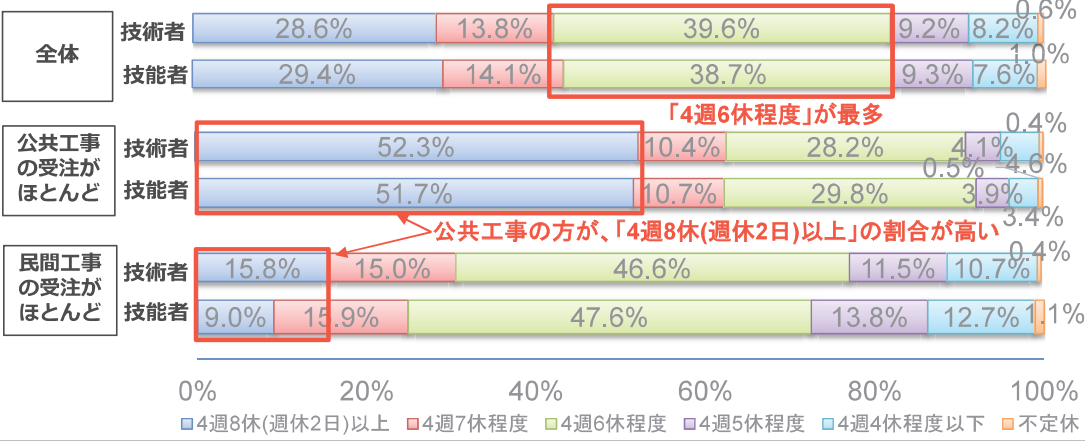
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

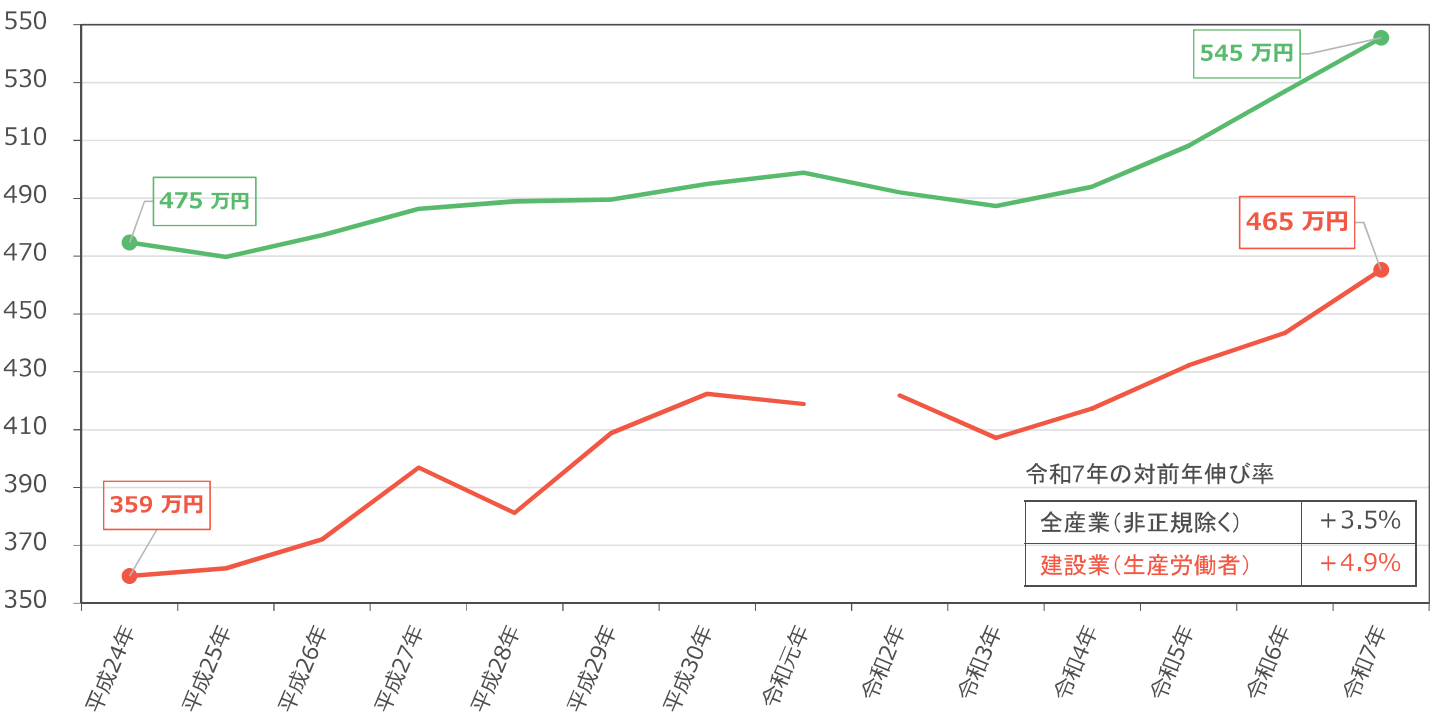


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設技能者の賃金の推移

年収額
(万円/年)



令和7年の対前年伸び率

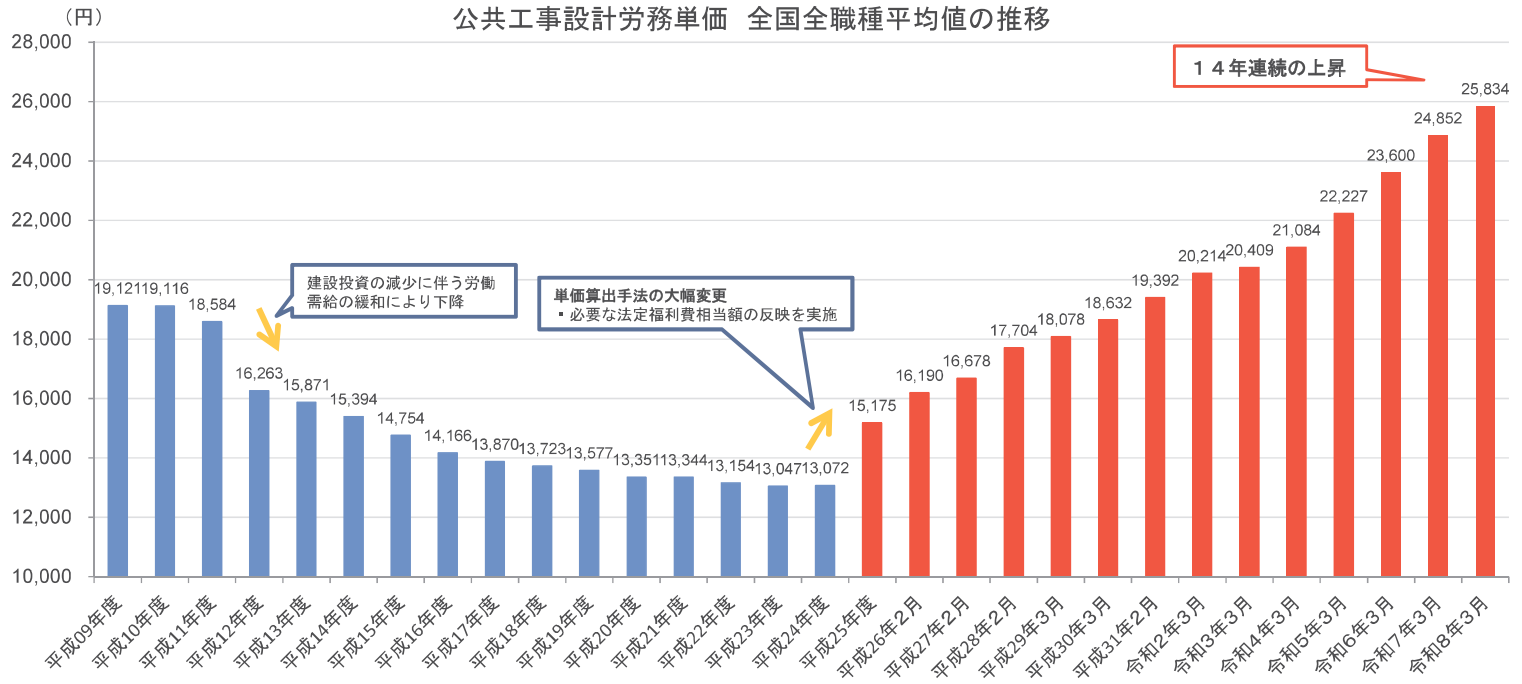
全産業(非正規除く)	+3.5%
建設業(生産労働者)	+4.9%

(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額=所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

・ R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について



14年連続の上昇

建設投資の減少に伴う労働需給の緩和により下降

単価算出手法の大幅変更
・必要な法定福利費相当額の反映を実施

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

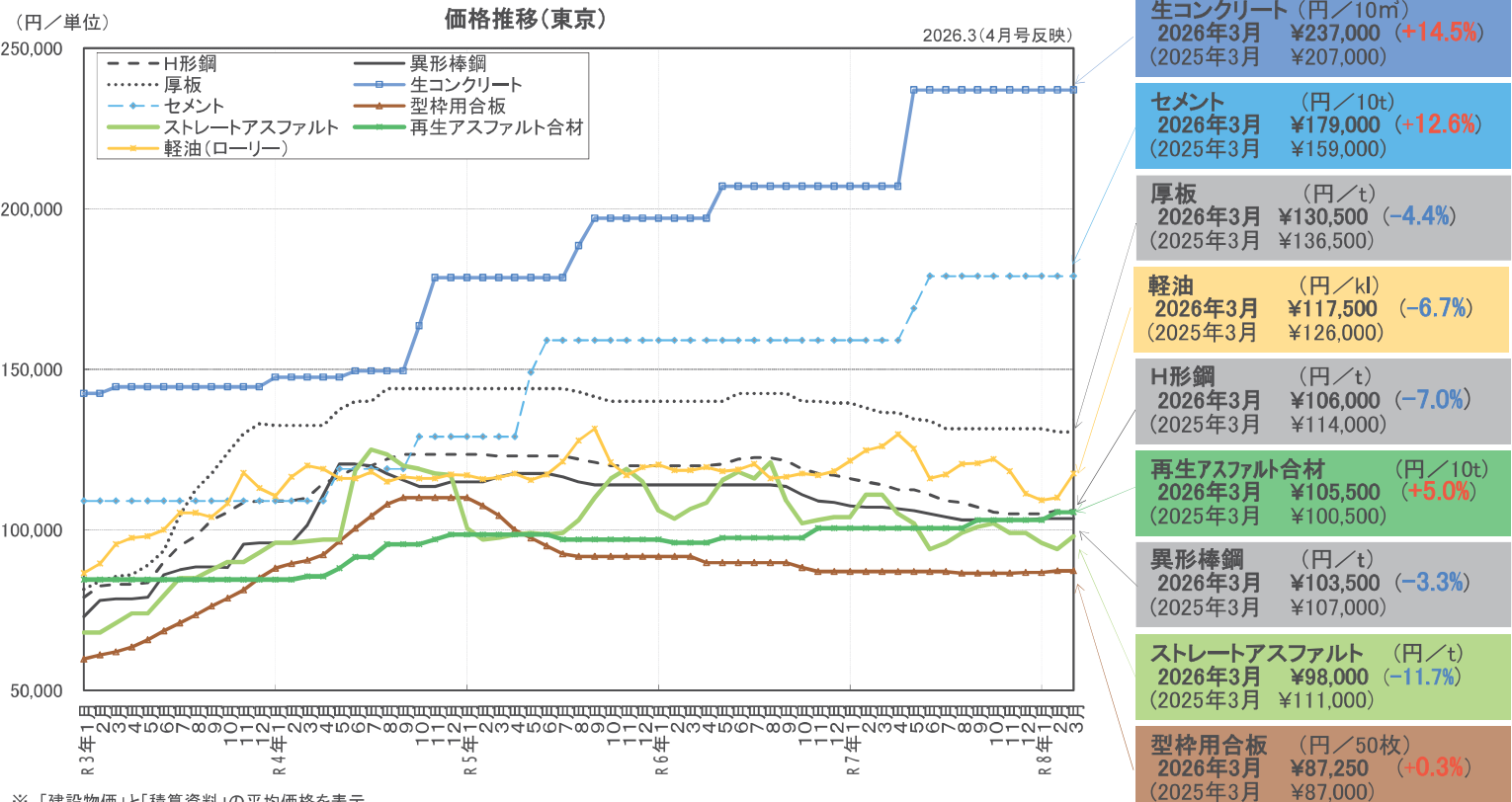
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

主要建設資材の価格推移



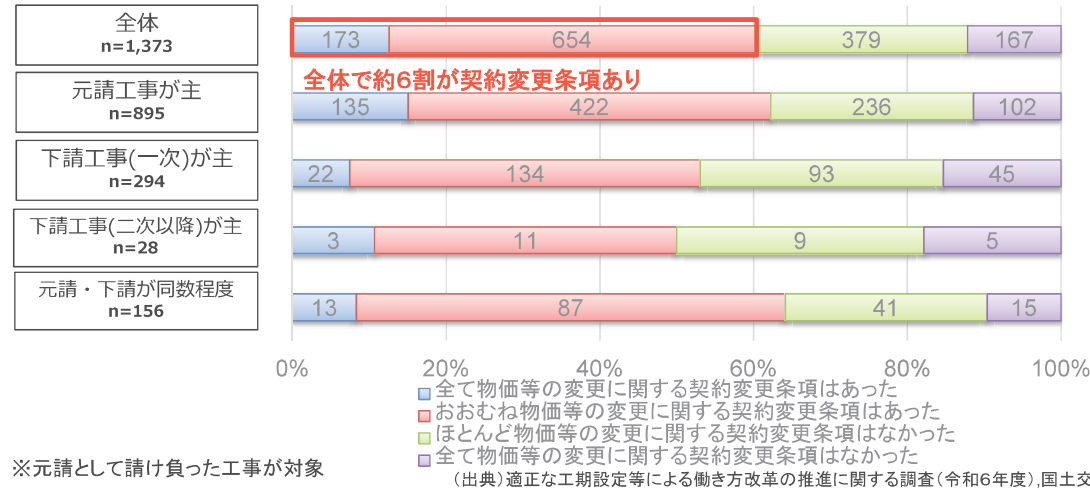
- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



※ 「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
出典: 「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)を基に国土交通省で作成

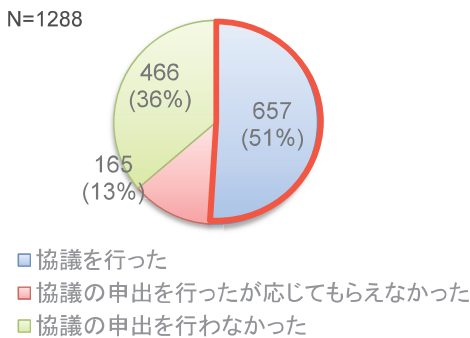
括弧内は前年同月比

変更契約条項の有無（建設企業向けアンケートより）

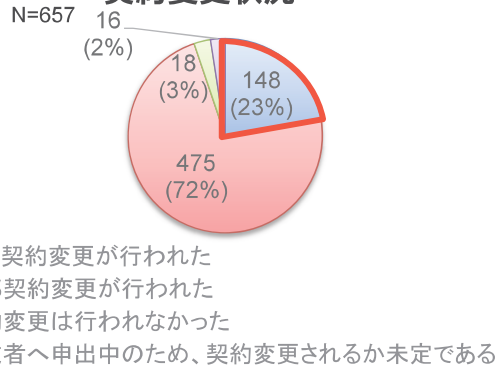


物価等の変動に関する契約変更条項がある請負契約は、R6年調査では約6割で前年調査から改善が見られた。(R5年調査では5割)

契約変更協議の申出状況



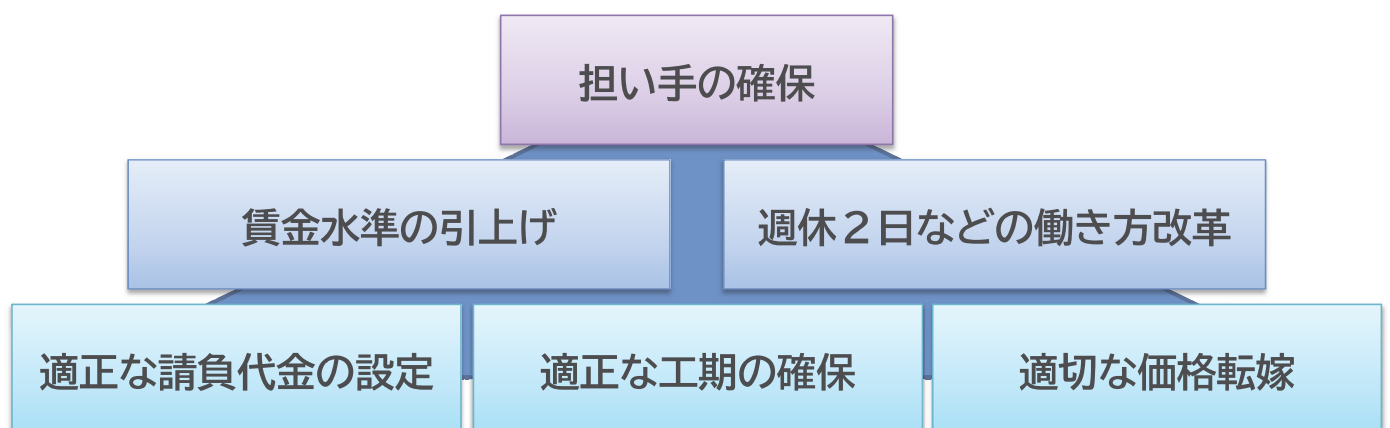
契約変更状況



資材価格等の高騰の影響を受けていても、受注者の申出どおりに契約変更が行われるのは、R6年調査では約2割。(R5調査では21%)

建設産業の喫緊の課題

- 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には地域の復旧事業等を担うなど、国民生活や社会経済を支える重要な存在。
- 建設業が将来にわたってこのような役割を担っていくためには、担い手の確保が重要であり、建設業における「賃金水準の引上げ」や「週休2日などの働き方改革の推進」に取り組むことが必要。
- また、昨今の物価高騰への対応として、原材料費等の価格上昇を反映した請負代金等の設定が図られるよう、適正な価格転嫁のための環境整備を促進。



第2章 最近の法令等の改正

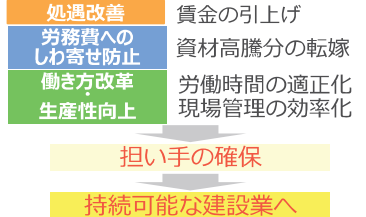
第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工物品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ●スライド条項の適切な活用(変更契約) 	<ul style="list-style-type: none"> ●資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT活用(データ活用・データ引継ぎ) ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化 	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化(JV方式・労災保険加入) 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇公共工物品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進(トップアップ) ・誘導的手法(理念、責務規定) ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ(ボトムアップ) ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】 	

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
 (参考1) 建設業の賃金と労働時間
 建設業※ 432万円/年 2,018時間/年 (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合(%)内
 全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%) [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
※賃金は「生業労働者」の値 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。



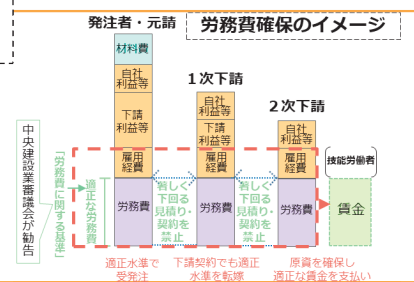
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 「**労務費に関する基準**」の勧告
 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成・勧告
- 適正な**労務費等の確保**と行き渡り
 著しく低い**労務費**等による**見積りや見積り依頼を禁止**
 国土交通大臣等は、**違反発注者に勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行済(全面施行)
 それ以外：令和6年施行済

令和6年施行により中建審に作成権限が付与
 →令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
 資材が高騰した際の**請負代金等の「変更方法」**を**契約書記載事項**として**明確化**
- 契約後のルール
 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
 工期**ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
 現場技術者に係る**専任義務を合理化**(例、遠隔通信の活用)
 国が**現場管理の「指針」**を作成(例、元下間でデータ共有)
 特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理を努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
 公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



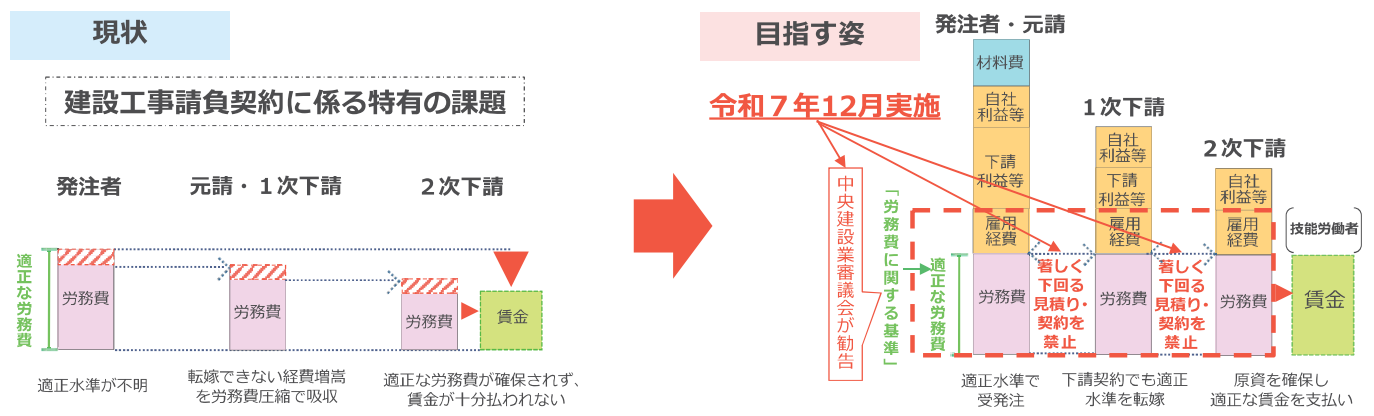
① 労働者の処遇改善



- 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な**労務費の水準**を**明確化**。
- 併せて、**基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止**(同法20条、19条の3)し、**違反した業者は指導・監督**(同法28条)、**発注者は勧告・公表**(同法20条)の対象。

これらの措置により、**適正な労務費が、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われる**ようにする。

労務費確保のイメージ

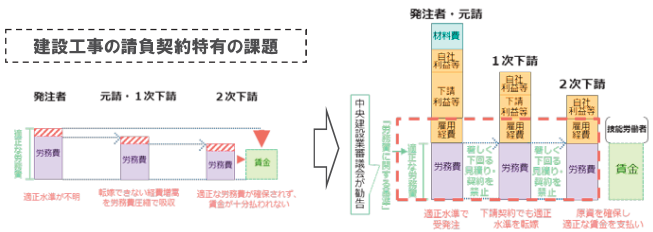


「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時（公共工事であれば入札時）に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。**
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並し、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。**
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 ＝ 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- 労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと**、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- 個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

- 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**
 - 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
 - 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること**、また、**注文者がそれを尊重することが必要。**
- ※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

工事の種類	●●工事	「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様		
標準的な規格・仕様	□□□	歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」		
条件	××の種類 △△の種類	算出根拠（内訳）		
労務費の基準値(例)	1,754(円/m ²)(例)	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)
内訳		●●工	0.05	30,000
		■作業員	0.01	25,400
		合計		1,754.00
				施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)
				16.67 m ² /人・日 = 1 ÷ 0.06 人・日/m ²

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
 労務歩掛：○◇◇◇による
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したものを）
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】
 ・条件は以下の通り。
 ××の種類：×××
 △△の種類：△△△
 ●●◆◆が必要な場合は別途記述する。

【留意点】
 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ……（例えば、作業に当たっての制約条件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

見積・価格交渉等の場面における留意点
 （職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載）

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	73,804円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,490円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、22職種分野133工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中19業種に対応）

- 令和6年11月以降、これまでに計25の職種別意見交換会を実施。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たった留意点、実効性確保の具体策について議論。
- 令和8年3月までに、22職種分野133工種(作業)について、「労務費の基準値」を公表。(建設業許可業種全29業種中19業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順
 ※2引き続き調整中の基準値を含む

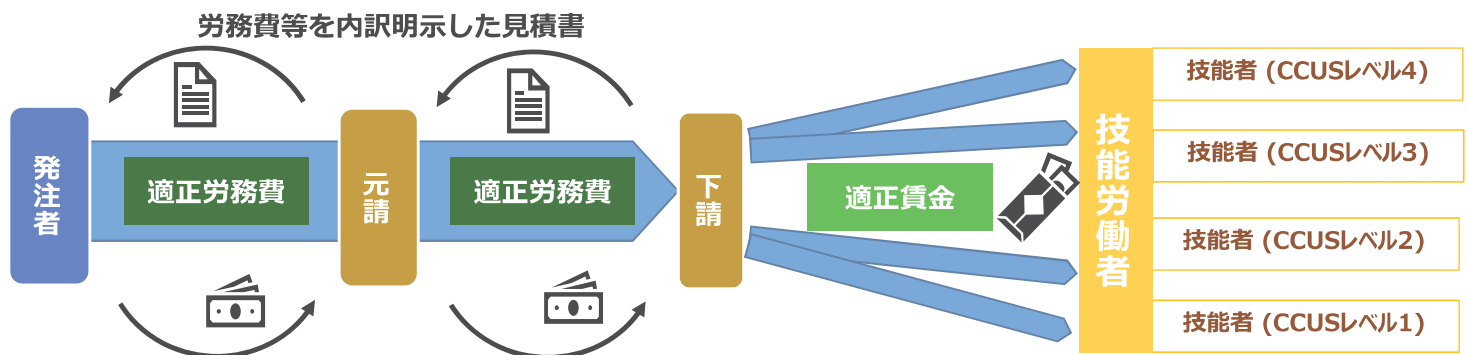
凡例 ○ : 公表済み(R8年3月時点)

(全職種共通) 建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会	板金・ 屋根ふき ○	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠 ○ 日本型枠工事業協会	解体 ○	全国解体工事業団体連合会
鉄筋 ○ 全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨	鉄骨建設業協会
住宅分野 ○ 住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官 ○ 日本左官業組合連合会	防水 ○	全国防水工事業協会
電気 ○ 全日本電気工事業工業組合連合会、日本電設工業協会	潜かん ○	日本圧気技術協会
計装 ○ 日本計装工業会	さく岩 ○	日本発破・破砕協会
塗装 ○ 日本塗装工業会	切断穿孔 ○	ダイヤモンド工事業協同組合
内装 ○ 全国建設室内工事業協会、全日本置事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本置産業協会	タイル・ サッシ・ ガラス※2 ○	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事業協会
空調衛生 ○ 全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステリア ○	日本エクステリア建設業協会
とび・土工 ○ 全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会、 日本鷹工業連合会	橋梁 ○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
	警備 ○	全国警備業協会
	造園 ○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
	上下水道 ○	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
	土間	日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

18

労務費に関する基準を軸とした適正賃金支払いの実現

- 「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて **適正な労務費(賃金の原資)を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の **技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



労務費等を内訳明示した見積の商慣行化

技能者を大切にする企業の自主宣言制度

コミットメント制度の導入

CCUSレベル別年収の支払い

国・団体による様式例の提供等を通じ見積書における労務費等の内訳明示の商慣行化

適切に技能者を処遇する優良事業者を見える化・優先選定する仕組みを導入

請負契約の注文者が、受注者の適正な労務費・賃金支払いを確認する仕組みを導入

技能者の技能・経験に応じた設計労務単価水準の賃金としてCCUSレベル別年収を推進

- 労務費に関する基準の勧告とあわせ、国土交通省において、本基準に基づく価格交渉時の留意点等の詳細を整理した「『労務費に関する基準』の運用方針」を提示。
- 本基準において位置づけられた適正な労務費が請負契約において適切に確保されるよう、労務費等を内訳明示した見積書の提出・尊重等の、「基準」「運用方針」等に沿った新たな商習慣の定着を図る。

運用方針の構成

○「労務費に関する基準」に基づく取引について、計71の運用方針を提示

- ① **基準に関する基本的な考え方・取扱い** (方針1~15)
 - ・・・「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて
 - ・・・精算を行うことに係る考え方について 等
- ② **受注者の対応** (方針16~24)
 - ・・・受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて 等
- ③ **注文者の対応** (方針25~35)
 - ・・・注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について 等
- ④ **発注者-元請（総合事業者）間の見積り・契約における対応** (方針36~56)
 - ・・・民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
 - ・・・発注者が見積期間をどのように確保すべきか
 - ・・・元請（総合事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等
- ⑤ **コミットメント制度における取扱い** (方針57~71)
 - ・・・コミットメント制度のメリットについて 等

○専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の様式例（詳細版・簡易版）及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示

⇒見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業団体においてアレンジして活用可能



↓運用方針はコチラのページから↓



「労務費に関する基準ポータルサイト」 20

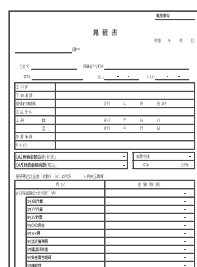
「建設工事の見積書様式例 徹底書き方ガイド(運用編)」について

- 労務費等を内訳明示した見積書の作成・交渉シミュレーションをする**モデル事業**を実施
- これにより把握された課題について、**対応策をQA形式で「書き方ガイド（運用編）」**としてとりまとめ
- 同様の課題に直面した際に、**事業者を補助する資料**として活用を想定

モデル事業 (R7.10~12) : 事業者において、専門工事業団体等が作成した**新様式にて見積書を作成し**、請負上位者との**交渉のシミュレーション**を実施



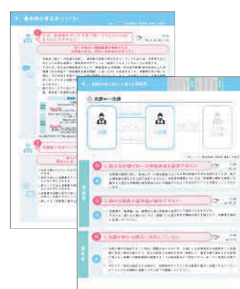
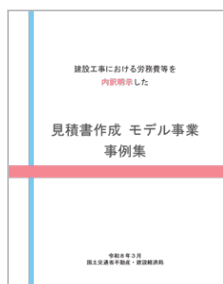
見積書作成・交渉



労務費等を内訳明示した見積書に係る課題・疑問が発生



「書き方ガイド（運用編）」の参照



労務費等を内訳明示した見積書の作成・価格交渉の円滑化



新たな商習慣の定着

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。
- 宣言企業は、令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において、加点予定。



■ 参加の流れ

1. **立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
2. **項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
3. **申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
4. **公表** : 国交省HPに掲載

■ 効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
須	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例)・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

■ 宣言状況 (2026年3月末現在) 計 : 1,887社

経営事項審査の改正について

令和8年7月1日以降の申請で適用

■ 『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無 (新設)

- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

- ・ 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- ・ 自主宣言制度において宣言した取組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目	改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点 → 10点
	全ての公共工事	10点 → 5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無	-	5点 (新設)

1. 前回以降新たに認定された能力評価分野(3分野:都市トンネル、道路等法面保護工事、斜面防災)を追加
(R7.12改定:43分野 ⇒ R8.4改定:46分野)
2. 最新の公共工事設計労務単価を適用
(R7.12改定:令和7年3月単価 ⇒ R8.4改定:令和8年3月単価)

CCUSレベル別年収の概要(令和8年4月改定)

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別(全分野)(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1 (単位:万円) (標準値 ~ 目標値)	レベル2 (単位:万円) (標準値 ~ 目標値)	レベル3 (単位:万円) (標準値 ~ 目標値)	レベル4 (単位:万円) (標準値 ~ 目標値)
全 国	395 ~ 535以上	444 ~ 599以上	472 ~ 664以上	572 ~ 754以上
北 海 道	363 ~ 492以上	408 ~ 551以上	434 ~ 611以上	526 ~ 694以上
東 北	417 ~ 565以上	469 ~ 632以上	498 ~ 701以上	604 ~ 797以上
関 東	418 ~ 567以上	470 ~ 635以上	500 ~ 704以上	606 ~ 800以上
北 陸	407 ~ 552以上	458 ~ 618以上	487 ~ 686以上	590 ~ 779以上
中 部	416 ~ 565以上	468 ~ 632以上	498 ~ 701以上	603 ~ 796以上
近 畿	386 ~ 524以上	435 ~ 587以上	462 ~ 651以上	560 ~ 739以上
中 国	337 ~ 457以上	379 ~ 512以上	403 ~ 568以上	489 ~ 645以上
四 国	362 ~ 491以上	408 ~ 550以上	433 ~ 610以上	525 ~ 693以上
九州・沖縄	383 ~ 519以上	431 ~ 581以上	458 ~ 644以上	555 ~ 732以上
参考①特殊作業員	416 ~ 563以上	468 ~ 631以上	490 ~ 692以上	603 ~ 792以上
参考②普通作業員	350 ~ 473以上	393 ~ 530以上	412 ~ 581以上	506 ~ 665以上

<算出条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和7年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標準点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
 ・労務費調査の各レベルの標準において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

経緯

- 「**労務費に関する基準**」において、その実効性確保策として、契約当事者による**コミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた**

◆労務費に関する基準(抄)

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

改正内容

- 受注者が注文者に対し、**適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請事業者**に支払うこと等を約するとともに、**必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入**【公共・民間(甲・乙)・下請】
- 契約当事者の任意で利用できる**選択条項として追加**。
- 労務費の行き渡り確保の観点から、**予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約する条文(A)を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約する条文(B)についても選択可能とし、できることから活用を推奨**

26

コミットメント条項について(ポイント)

(1)コミットメントの趣旨

- ・個々の取引において適正な労務費が支払われ、末端の事業者まで行き渡ることが重要
- ・行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

(2)コミットメントする(約束する)内容について

- ①**適正な賃金**を雇用する**技能者に支払う**
 - ②**適正な労務費**を下請**事業者**に支払う
 - ③**下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する** ※(A)導入の場合
 - ④①～③について、**注文者の求めに対して**、関係書類(※)を提出する(**情報開示**する)
- ※①については誓約書、②及び③については契約書の写しで可

(3)コミットメント条項の導入について

- ・全ての標準約款(公共・民間(甲・乙)・下請)に、「**選択条項**」として追加(契約当事者の任意で導入)
- ・コミットメント条項を導入する場合、以下の(A)(B)のパターンから選択
 - (A)①②に加え、③を約する(下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する)
 - (B)①②のみを約する (下請契約においては個別に導入を判断する)
- ・労務費の行き渡り確保の観点からは(A)を基本としつつ、(B)も選択可能とすることで、導入可能などところからの活用を推奨

27

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正(コミットメント条項の追加)

- 建設工事標準請負契約約款の改正(令和7年12月12日中央建設業審議会勧告)を受け、同日、民間(七会)連合協定工事請負契約約款が改正
- 同約款においては、標準約款における **コミットメント条項(B)** を選択的条項ではなく既定の条項として追加

民間(七会)連合協定工事請負契約約款(抄)

第4条の2 適正な労務費の確保等

- (1) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
- (2) 発注者は、本条(1)の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- (3) 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - a. 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
 - b. 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を下請負人に支払うものとする。
- (4) 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を請求することができる。
 - a. 本条(3) aの賃金を支払った旨の誓約書
 - b. 受注者と下請負人との間の契約書の本条(3) bの支払に関する部分の写し等
- (5) 受注者は、本条(4)の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(参考) 民間建設工事標準請負契約約款(甲)(抄)

(適正な労務費の確保等)

- 第四条の二(B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
 - 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
 - 一 前項第一号の支払に関する書面
 - 二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。
- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第四条の二は(A)又は(B)を使用し、使用しない場合は削除する。

<民間(七会)連合協定工事請負契約約款> 民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会(※)において制定・改正を行っているもの。

※委員長: 古阪秀三立命館大学客員教授

構成団体: (一社)日本建築学会 (一社)日本建築協会 (公社)日本建築家協会 (一社)全国建設業協会 (一社)日本建設業連合会 (公社)日本建築士会連合会 (一社)日本建築士事務所協会連合会

28

労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン 概要



- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和7年12月12日に完全施行された、**入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。**
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、**労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」**である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」は、**「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法**について留意点をまとめた内容である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和六年国土交通省令第五号)

(適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

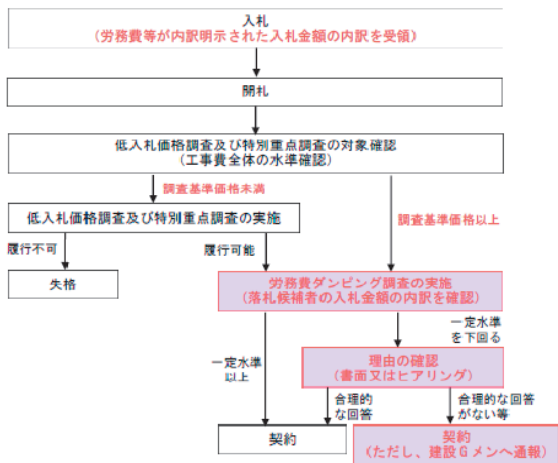
三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

29

- 入札金額の内訳に記載されている直接工事費が「一定水準」以上か、確認を行い「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等にてその理由の確認を行う。
- 「一定水準」は、直接工事費(官積算額)に係数(※)を乗じて設定する。(※ 係数は中央公契連モデルで使用されている97%を基本とする。)

労務費ダンピング調査の一例
(低入札価格調査制度の場合)

※最低制限価格制度も同様フローあり



低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合

- 低入等で原則適用額が高いことにより同制度の対象工事数が少ない団体など、ダンピング対策の実施が十分でない団体もある。
- 各公共発注者は、低入等を行う対象工事の拡大(原則適用額の引き下げ)等、適切に取り組みを求めるが、実務上直ちに対象工事の拡大が困難とも想定される。



よって、少なくとも実施すべき労務費(直接工事費)部分の確認方法として、低入及び最低制限に該当しない場合は、予定価格以下、かつ最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となるため、この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

※なお、施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものとみなす。

「労務費に関する基準」に関連した建設業法令遵守の対応



改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、元請下請問および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ 受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

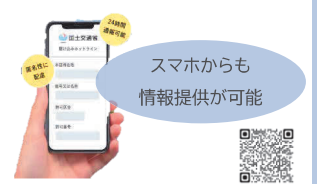
不適正な取引行為類型

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 単価を見直さない据え置き | ④ 相見積等を基にした指値 |
| ② 一律一定比率等の減額 | ⑤ 取引関係維持等を意図した減額 |
| ③ 予算額を前提とした指値 | ⑥ 工事条件を考慮しない価格設定 |

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違反情報の提供を行いやすい環境を整えた。



建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携 (取引Gメンとの情報連携)

中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10社以上の中小受託事業者から主要な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したもの。

厚生労働省との連携

建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会などの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。

違反情報の収集

- **下請取引等実態調査**
建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施
令和6年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握（令和7年も同様）
- **駆け込みホットライン**
各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する



主な調査項目

- **請負代金(労務費関係)**
 - ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
 - ・ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不当に低くなっていないか
 - ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
 - ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など
- **工期/下請代金**
 - ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
 - ・ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
 - ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
 - ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
 - ・ 下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」となっていないか ※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度の構築(1)基本的な考え方 国土交通省

- 「労務費に関する基準」において、支払段階(出口)における実効性確保策の一つとして位置づけられた「デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度」の構築に向けて、令和7年度補正予算を活用し、調査検討業務を実施。

基本的な考え方

- ◆ 「労務費に関する基準」において、「CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること」とされている。
- ◆ したがって、技能者から情報提供された技能者の賃金がCCUSレベル別年収の標準値を下回っているかどうかをシステムが簡易に判定し、提供された関連情報も含めてシステムから建設Gメンに提供することで、労務費のダンピングの恐れについて確認等を行うかどうかの検討・判断にあたっての端緒情報として活用することを基本とする。

- 「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）（抄）

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(略)

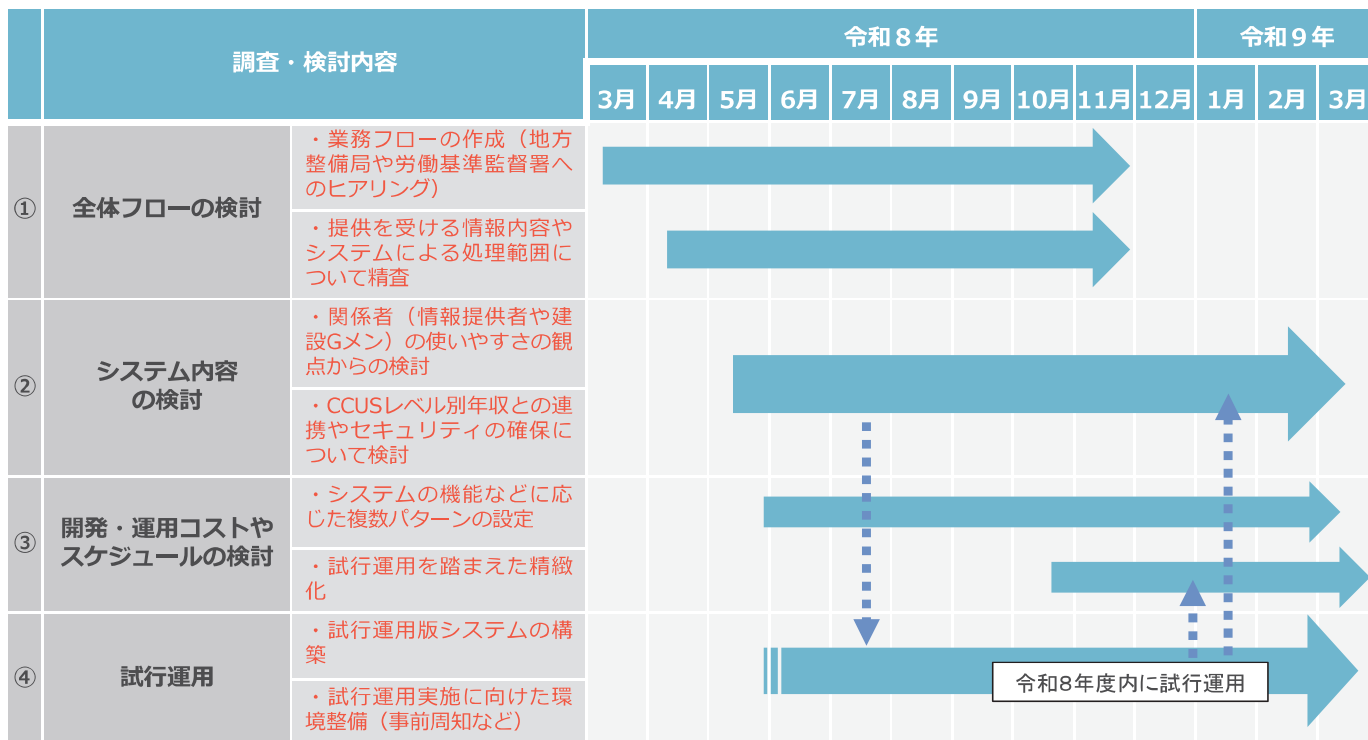
(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

(略)

- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての 公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられる CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。
- CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。
- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

- 地方整備局や関係機関(労働基準監督署など)へのヒアリングを実施し、使いやすく、かつ、セキュリティの確保されたシステム及びフローとなるよう詳細を検討
- 令和8年度中に試行運用を開始するとともに、改善点を洗い出し、本格運用に向けた検討にフィードバックさせていく
- 以下のスケジュールに則り、令和9年度中のシステム本格運用に向け、調査検討を実施



「労務費に関する基準」の周知について①

- 改正法の施行に際し建設業団体、公共・民間発注者等に対し、改正概要や関係者が取り組むべきことを整理した改正法の施行通知を発出するとともに、「労務費に関する基準」や、これを踏まえた商慣行の定着に向けて、**専用のポータルサイトや説明会等**を通じた制度の周知を実施。

「労務費に関する基準ポータルサイト」を開設



- 「基準」本文及び概要資料、改正法の施行通知、労務費の基準値、労務費の基準の運用方針 その他基準に関わるあらゆる関連資料を網羅するポータルサイトを開設。
- 開設日(12/10)からの累計閲覧数(※)約7万回(R8.2末時点)

※トップページの表示回数を集計。閲覧数と閲覧人数は必ずしも一致しない。



改正建設業法説明会の実施



開催実績

- 夏:全国10ブロックで開催(対面・オンライン併用10回)
- 冬:全国10ブロックで開催(対面10回、オンライン3回)

主な参加者

建設業団体、建設企業、民間発注者、公共発注者、設計企業等、累計約1万2千人が聴講。

※説明会アーカイブ動画も公開中(合計視聴回数約1万回(R8.2末時点))



※説明会に加え、建設業団体・発注者団体等から構成されるCCUS処遇改善協議会を開催し、周知。

■ 改正建設業法等に係る施行通知の発出

- 改正建設業法の施行にあわせ、改正法の概要、労務費に関する基準の概要、改正法の施行を踏まえ「専門工事業者」「総合工事業者」「公共発注者」「民間発注者」「発注者支援業務を担う者」それぞれにおいて取り組むべき事項、関係資料等を整理した施行通知を発出。
- ポータルサイトに掲載するとともに、建設業団体123者、国・地方公団体・特殊法人等の全ての公共発注者、民間発注者団体47者等に対して送付し、傘下の者に対する周知を依頼。

■ 新制度を周知するリーフレットの作成



- 新制度の要点をまとめたリーフレットを
 - ①元請建設業者と発注者との価格交渉用
 - ②下請建設業者が上位注文者との価格交渉用の2種類作成し、ポータルサイトに掲載。
 - このほか、経団連・日商を通じ、広く民間発注者に周知
 - 経団連：企業・団体会員1,726者（企業会員 1,574 団体会員 152）に対して、メールでの周知
 - 日商：全国515商工会議所に対しメールにて周知するとともに、日商HPにおいて掲載
- 「労務費に関する基準」に係る周知について（国土交通省）
<https://www.jcci.or.jp/news/news/2026/0226134614.html>

■ 建設業関係のインフルエンサーとタイアップした動画の公開



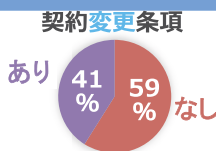
※画像はYoutube 石男くんの建設チャンネルより抜粋

- 「建設インフルエンサー」の「石男くんチャンネル」とタイアップし、視聴者から事前に寄せられた質問に回答する形の動画を2本公開。
- 合計で約3万7千回視聴（3月24日時点）

② 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う請負代金等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

- 受注者は、資材高騰の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**



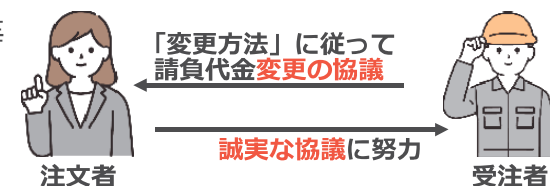
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

※おそれ情報が通知されていない場合：おそれ情報が通知されていないことのみをもって注文者が契約変更協議を拒む理由にはならず、誠実に変更協議に応じることが求められることを法令遵守ガイドラインにおいて示している。

価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン *発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

【契約前】

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



「**資材高騰等のおそれ**」
通知する義務



受注者

資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



「**変更方法**」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議の努力



受注者

なお、事前通知がなかったことのみでは、協議を拒む理由にはならない
⇒契約上の「変更方法」に基づき適切に協議

請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

おそれ情報の通知(受注者)

契約前に、**資材高騰等のリスク**を注文者・受注者の**双方が共有**
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、

- ・ **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- ・ 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生 of 自然的事象に起因する事象については、発生 of 蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

・ **書面**又は**メール等の電磁的方法**により、**見積書交付等のタイミング**で通知

誠実協議(注文者)

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、**変更可否**について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・ 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・ 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・ 受注者の主張を一方向的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

③ 働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも**著しく短い工期による契約**
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**

(現行) **注文者**は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	休日出勤	59%
2位	作業員の増員	58%
3位	早出や残業	40%

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年度)

➡ 違反した建設業者には、**指導・監督**

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難等**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後

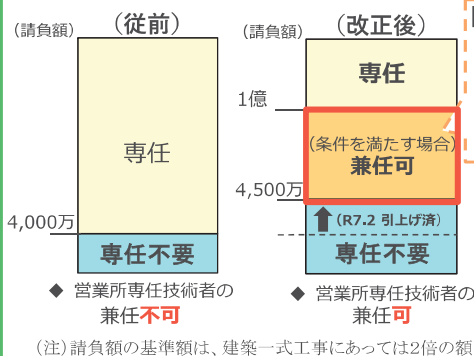
○ 上記通知をした**受注者**は、注文者に**工期の変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理**の「**指針**」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※多くの下請業者を使う建設業者

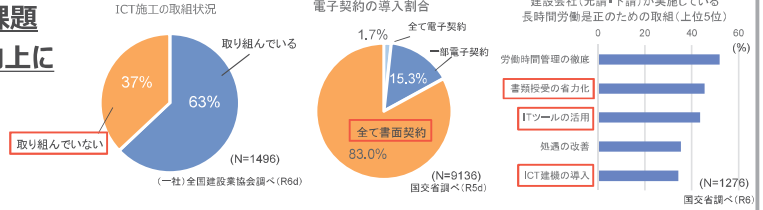
<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ①ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事発注者)
- ②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

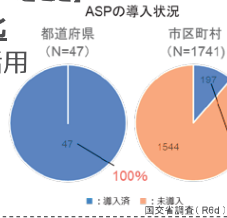
赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
 - CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
 - 電子契約等の積極的活用
- ※国・自治体は、公共工事におけるASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上

ICT事例集(※)⇒

(※) 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 (ICT指針) に関する事例集 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851357.pdf



第3章 建設業法の概要

建設業法の概要（昭和24年5月24日公布）

- 目的**
- ・建設業を営む者の資質の向上
 - ・建設工事の請負契約の適正化 等
- ➔
- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
 - 建設業の健全な発達を促進

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の要件

- 経営能力 (会社としての経営能力を評価)
- 業種ごとの技術力
- 誠実性
- 財産的基礎

欠格要件

- ・許可取消しから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

29業種

(土木工事業・建築工事業等)

- 特定建設業許可 (元請として5,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)
- 一般建設業許可 (特定建設業以外)

許可の種類

- 国土交通大臣許可 (2以上の都道府県に営業所を設置)
- 都道府県知事許可 (1の都道府県のみ営業所を設置)

許可不要

500万円未満の建設工事 (建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

事業承継

事前認可により建設業の許可を承継

技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

- 主任技術者の設置
- 監理技術者の設置 (元請として5,000万円以上の下請契約を結ぶ場合)

請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- ・元請負人の義務 (例: 施工体制台帳の作成 (5,000万円以上の下請契約を結ぶ場合))
- ・公正な請負契約の締結義務
- ・請負契約の書面締結義務

経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査 (公共工事の元請になろうとする建設業者)

- ①経営状況 ②経営規模
- ③技術力 ④社会性

監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

- ・指示処分
- ・営業停止処分
- ・許可取消処分

建設資材製造業者等への勧告・命令

資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・公表・命令することが可能

建設業者の定義

1. 「建設業者」の定義

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

第2条

3 この法律において「建設業者」とは、**第3条第1項の許可**を受けて**建設業**を営む者をいう。

建設工事の種類ごとに、**特定建設業許可/一般建設業許可**の別で許可が必要

※軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は許可が不要であるため、この者は「建設業者」ではない

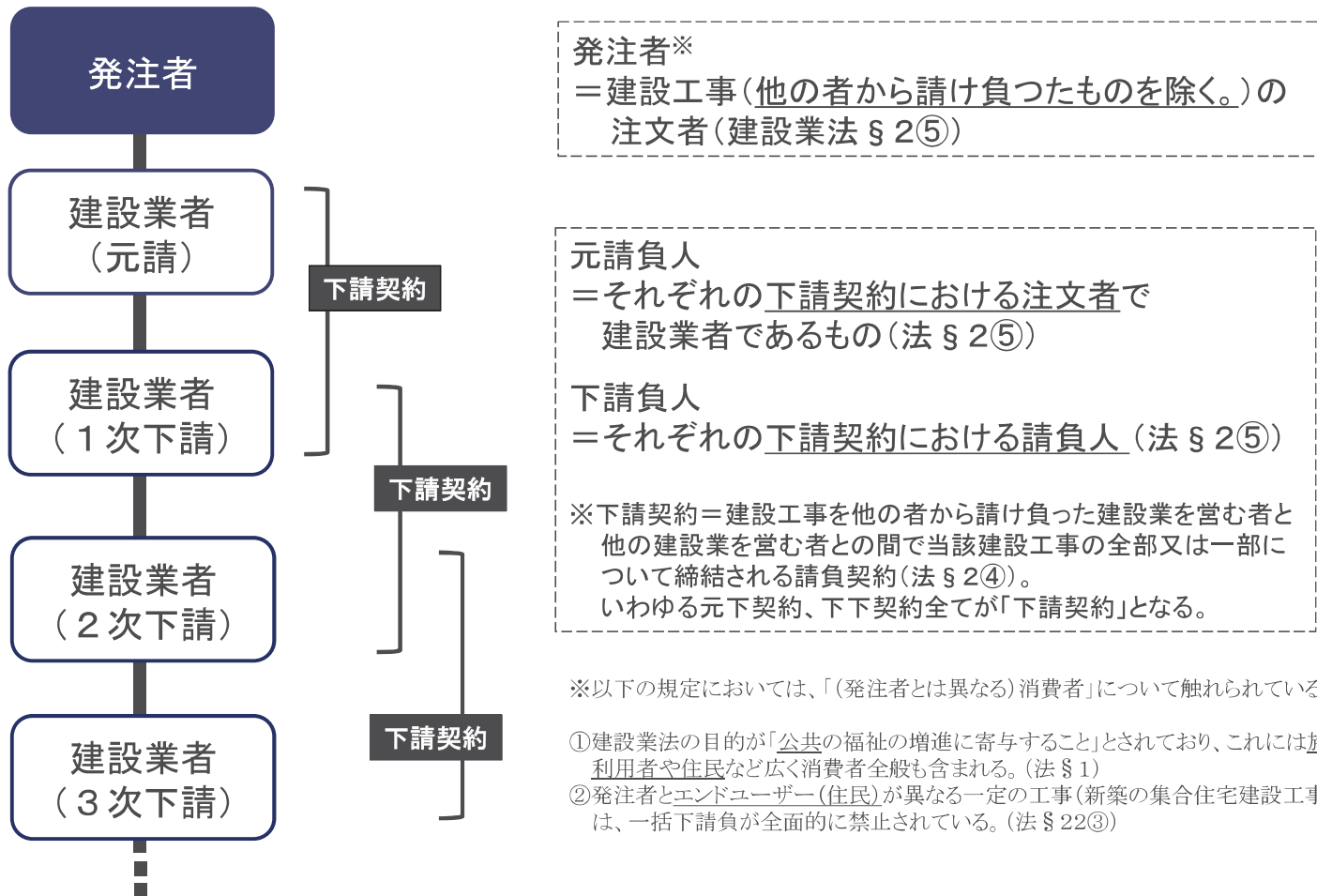
元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、**建設工事**の完成を請け負う営業(法§2①)

土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるもの

2. 「建設業者」に含まれるもの、含まれないもの

含まれるもの	含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○公共発注者からダム築造工事を請け負ったゼネコン ○地方自治体から道路舗装工事を請け負った専門工事業業者 ○一般消費者から持ち家の建替え工事を請け負ったハウスメーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ○工場製品を製造する会社(注1) ○CMR ○除草を行うシルバー人材センター ○建築士事務所・設計コンサル

発注者/元請負人/下請負人/注文者の定義



工事の定義

1. 工事 建設業法等に定義なし

※建設業法における用例: この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。(建設業法第2条第1項)

出典	意味
広辞苑	土木・建築などの作業。「道路」「一現場」
明鏡国語辞典	建築や土木の作業。「一現場」
デジタル大辞泉	土木・建築などの実際の作業。「道路を工事する」「工事現場」
振動規制法 (昭和51年法律第64号)	この法律において「特定建設作業」とは、 <u>建設工事</u> として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。
会社計算規則 (平成18年法務省令第13号)	<u>工事契約</u> 請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。

2. 建設工事 定義: 建設業法第2条第1項

- 土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。
 (例)土木一式工事、建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、電気工事、機械器具設置工事、...

3. 公共工事 定義: 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項 ※公共工物品質確保法も同様

- 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。
 (参考)建設業法において、技術者の専任配置が必要な工事として「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」、経審の受審が必要な工事として「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」が規定されている。

「建設工事」に含まれるもの、含まれないものの例

含まれるもの	含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○国から発注されたダム等の築造作業 ○地方自治体から発注された公民館の建築作業 ○維持管理(委託)として行われる、道路の補修作業 	<ul style="list-style-type: none"> ○土木工作物の建設に用いるプレキャスト製品製造 ○PFIで発注される運營業務(場合による) ○維持管理として行われる、除草作業、除雪作業 ○設計業務、監理業務

建設業を営もうとする者は**建設工事の種類ごとに、建設業の許可を受けなければならない(軽微な建設工事(500万円未満・建築一式1,500万未満)のみを請け負うことを営業とする者を除く)**

許可の区分 許可を受ける行政庁	その営業にあたって、発注者から直接請け負う1件の建設工事につき合計金額5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万)以上の下請契約を締結して施工しようとするもの (特定建設業の許可)	左記以外のもの (一般建設業の許可)
	2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合 ↓ 国土交通大臣	国土交通大臣許可 の 特定建設業者
1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合 ↓ 当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事	都道府県知事許可 の 特定建設業者	都道府県知事許可 の 一般建設業者

現行29業種区分 (1/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、灰、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、(工作物解体工事※) ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

現行29業種区分 (2/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

48

建設業許可における基本的注意事項

1. 建設業許可の業務

- 建設業29業種
 - ・土木一式、建築一式：大規模な工作物、建築物の工事を総合的にマネジメントする業種
 - ・27専門工事業：特定の専門的分野の工事を行う業種（参照：<https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/kensetu.htm>）
 - ・一式工事の許可のみを受けている者が、**専門工事を単独で請け負う場合は、専門工事の許可が必要**

2. 附帯工事

- 許可を受けた業種以外の業種に係る工事であっても、許可業種の工事に**附帯する工事**であれば請負うことが可能
 - ・主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事
例：管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事あるいは塗装工事等
 - ・主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事
例：電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上げ工事
- 許可を受けた業種以外の業種に係る**附帯工事を自ら施工**する場合は当該工事に関する**専門技術者を置かなければならない**
- 附帯工事を**自ら施工しない**場合は、当該工事（軽微な工事を除く）に係る**建設業の許可を受けた建設業者**に当該工事を施工させなければならない

3. 建設業許可を必要とする建設工事金額

- 500万円以上の請負金額
 - ・消費税込含む
 - ・別に支給される**材料**も含む
 - ・工期を**分割しても一連の工事**であれば、同一の工事とみなす

49

- 特定建設業許可・・・大規模工事の元請用【法第3条第1項第2号】
発注者から直接請け負った1件の建設工事のうち、
5,000万円以上の下請契約を行う場合
(建築工事業については8,000万円以上)

※業種毎に選択可

- 一般建設業許可・・・上記以外【法第3条第1項第1号】

※特定建設業者は、下請が重層的に行われる大規模な建設工事を元請として受注する社であり、組織的・技術的能力とともに、**下請業者に対して法令遵守を的確に行うことが求められる**

特定建設業の責務

- 許可基準の強化 営業所に置く技術者の要件 財産的基礎の要件【法第15条】
- **下請代金の支払期日の規制(50日)と遅延利息**【法第24条の6第1項、4項】
※資本金4,000万未満の下請に対する支払
- **下請代金の支払方法の制限(割引困難手形交付の禁止)**【法第24条の6第3項】
- 下請業者の労賃不払いなどの立替払いなど【法第41条第2項、3項】
- 施工体制台帳、施工体系図の作成など【法第24条の8第1項、4項】
- **下請業者の指導**、違反是正、許可行政庁への通報【法第24条の7】
- 工事現場への監理技術者の設置【法第26条第2項】 等

50

第4章 適正な施工体制について

51

建設業法 第2章 建設業の許可

○営業所技術者、特定営業所技術者の設置（第7条、第15条）【旧：営業所専任技術者】

- ・建設業許可の要件となっている技術者。
- ・建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事すること(専任)が求められる。

建設業法 第4章 施工技術の確保

○主任技術者・監理技術者の設置・専任・職務（第26条、第26条の3～4）

- ・建設業者が、その請け負った建設工事を施工するときに、工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。 → **主任技術者**
- ・建設業者が、一定以上の下請契約を締結して建設工事を施工するときに、主任技術者に代わって工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。 → **監理技術者**

○専門技術者の配置等（第26条の2）

- ・一式工事の内容である専門工事を自ら施工する場合及び附帯工事を自ら施工する場合、専門工事又は附帯工事の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。

○監理技術者講習（第26条第5項、第26条の5～22）

○監理技術者資格者証（第26条第5～6項、第27条の18～21）

○技術検定（第27条～第27条の17）



※「技術者」と「技能労働者」(現場で実際の作業に従事するいわゆる「職人」といわれる方々)を混同しないよう注意が必要。
 なお、建設業法上、技能労働者については明確に規定されていない。

適正な施工体制等について

技術者制度の意義

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す

これらを踏まえ、

建設業者が
組織として有する技術力

+

建設業者に属する技術者が
個人として有する技術力

現場に配置した技術者が、
適正に技術的判断・確認

これにより、

適正かつ生産性の高い施工を確保

高い技術力を有する技術者を
工事現場毎に配置することが必要

監理技術者及び主任技術者の設置

- 建設業者は、**工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を設置しなければならない**。なお、**元請は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合、主任技術者ではなく監理技術者を設置しなければならない**。
- 技術者に求められる要件は、監理技術者は特定営業所技術者と、主任技術者は営業所技術者と同じ。

R7.2に金額が改定されたので注意

工事現場に置く技術者	監理技術者	主任技術者
対象工事	下請代金総額が 5,000万円 以上の元請工事 (建築一式工事は 8,000万円 以上)	下請工事または左記以外の元請工事
技術者の要件(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●実務経験者(指定建設業※は除く) <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者としての要件(右記の主任技術者としての実務経験を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ●国土交通大臣特別認定者 	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●二級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・2級施工管理技士 等 ●実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大学(指定学科)卒業後3年以上の実務経験 ・高校(指定学科)卒業後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

※指定建設業:土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種

営業所に置く技術者	特定建設業(特定営業所技術者)	一般建設業(営業所技術者)
営業所技術者の要件	監理技術者の要件と同等	主任技術者の要件と同等

監理技術者、主任技術者の要件(概要)

建設業法	技術検定	建設機械1級 建設機械2級 土木1級 土木2級 建築1級 建築2級 電気工事1級 電気工事2級 管工事1級 管工事2級 電気通信工事1級 電気通信工事2級 造園1級 造園2級	土木一式	建築一式	大工	左官	とび土工	石	屋根	電気	管	タイルレンガ コンクリート	鋼構造物	鉄筋	仮装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体			
			建設業法	技術検定	建設機械1級 建設機械2級 土木1級 土木2級 建築1級 建築2級 電気工事1級 電気工事2級 管工事1級 管工事2級 電気通信工事1級 電気通信工事2級 造園1級 造園2級																													
	地すべり防止工事士						1																			1								
	1級計装士									1	1																							
	解体工事施工技士																																	
	基礎施工士																																	
	登録基幹技能者◎																																	
技術士法◎	技術士																																	
建築士法	一級建築士																																	
	二級建築士																																	
	木造建築士																																	
	建築設備士																																	
電気工事士法	第1種電気工事士																																	
	第2種電気工事士																																	
電気事業法	電気主任技術者																																	
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																	
水道法	給水装置工事主任技術者																																	
消防法	消防設備士																																	
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																																
		2級																																
建設業法	実主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上 経 大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上 験上、その他10年以上																																	

凡例 ■ 監理技術者・主任技術者資格 ■ 主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数) ※H27年度までの合格者及び技術士は、実務経験1年又は登録講習の受講が必要 □ 指定建設業 ◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている

監理技術者及び主任技術者の配置と役割・職務

- 建設業者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置が必要(建設業法26条1項・2項)
- 主任技術者及び監理技術者は、**工事現場における建設工事を適正に実施**するため、当該建設工事の**施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理**及び当該建設工事の**施工に従事する者の技術上の指導監督**の職務を誠実に履行しなければならない。(法26条の4第1項)
- 工事現場における建設工事の**施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない**。(建設業法26条の4第2項)

主任技術者及び監理技術者の職務（監理技術者制度運用マニュアル）

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネジメント)
役割	● 請け負った建設工事全体の統括的施工管理	● 請け負った範囲の建設工事の施工管理	● 請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	● 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ● 下請の作成した施工要領書等の確認 ● 設計変更等に応じた施工計画書等の修正	● 元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ● 元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	● 請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ● 下請の作成した施工要領書等の確認 ● 設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	● 請け負った建設工事全体の進捗確認 ● 下請間の工程調整 ● 工程会議等の開催、参加、巡回	● 請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ● 工程会議等への参加※	● 請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ● 下請間の工程調整 ● 工程会議等への参加※、巡回
品質管理	● 請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	● 請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ● 元請（上位下請）への施工報告	● 請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	● 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ● 現場作業に係る実地の総括的技術指導	● 請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ● 現場作業に係る実地の技術指導	● 請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ● 請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

建設業者と監理技術者等との関係

○建設業者と技術者との関係について

建設業者が請け負った建設工事を施工するときに、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者を設置する必要がある。



○○建設（株）



直接的かつ恒常的な雇用関係



主任技術者・監理技術者

(理由)建設業者が組織として有する能力と現場技術者の個人として有する能力が相まって発揮されることによりはじめて発注者から託された責任を果たすことができる。

(※監理技術者制度運用マニュアルにおいて規定)

■直接的雇用関係: 技術者とその所属建設業者との間に第三者が介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在すること

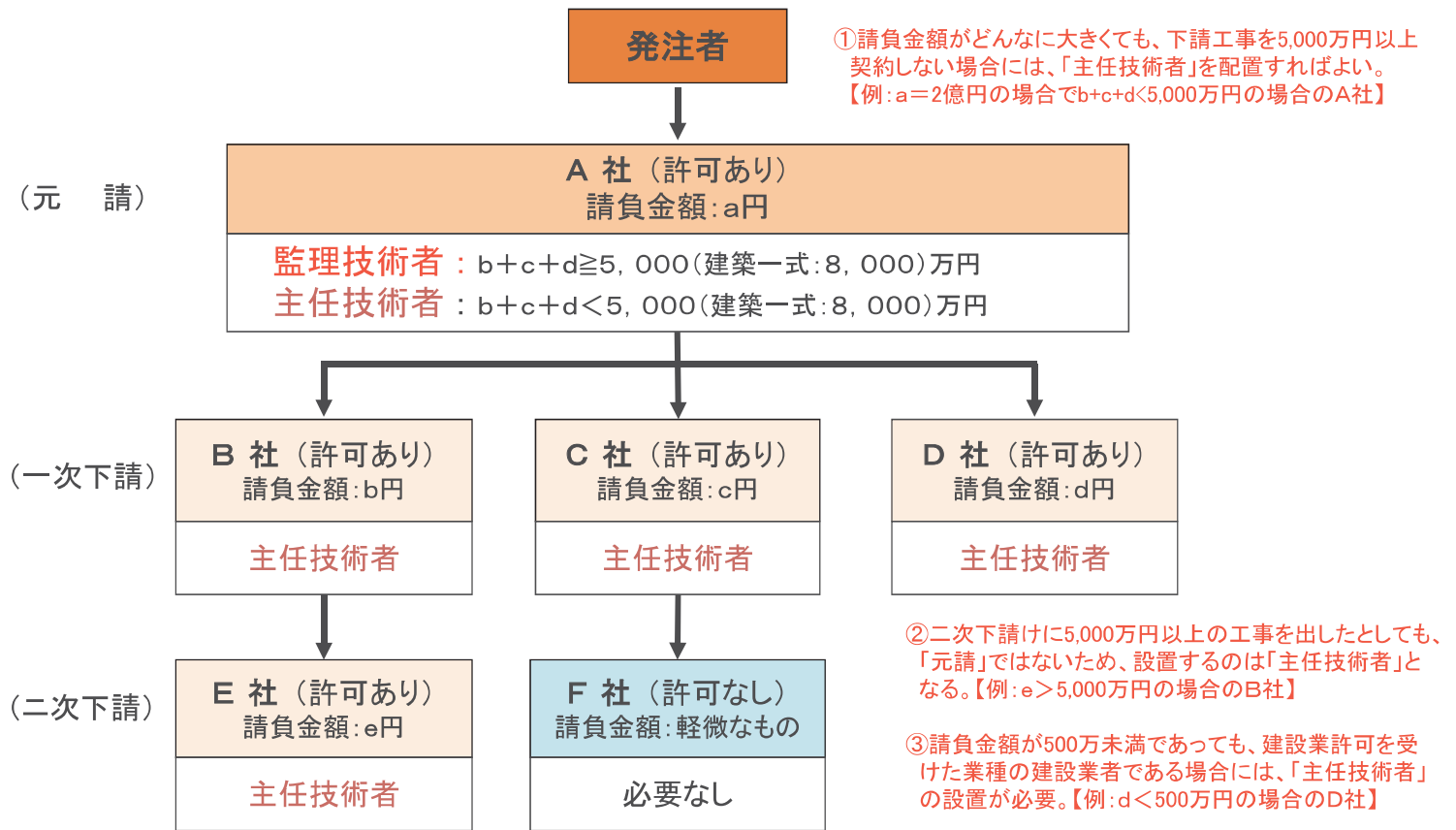
■恒常的雇用関係: 一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること

なお、国、地方公共団体等が発注する**公共工事の現場**において、**発注者から直接請け負う建設業者の「専任」の技術者**については、入札の申込のあった日以前に**3ヶ月以上**の雇用関係にあることが必要。

* 直接的かつ恒常的雇用関係については、監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の所属企業名や交付年月日等により確認する。

➡ **上記の雇用関係を満足していない技術者を配置した場合には、技術者を配置していないのと同じと判断される。**

※持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては特例が定められています。<R6.3.26 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について>



監理技術者等の専任要件

○監理技術者等は重要な工事(公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が**4,500万円**以上(建築一式工事の場合は、**9,000万円**以上)の場合)において専任配置が必要(一部兼務を認める規定あり)

R7.2に金額が改定されたので注意

個人住宅を除くほとんどが該当

<現状の専任要件>

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

- 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事(政令第27条第1項第1号)
- 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事(政令第27条第1項第2号)
 - ・鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等(政令第15条第1号)
 - ・発送電施設、ガス事業用施設(政令第15条第3号)
- 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事(政令第27条第1項第3号)
 - ・石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

民間工事も該当します!

建設工事で工事一件の請負代金の額が
四千五百万円(建築一式工事 九千万円)以上

監理技術者等の専任配置

○監理(主任)技術者の専任制については、建設業法第26条第3項において規定

○法第26条第3項

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、(中略) **工事現場ごとに、専任の者でなければならない。**

○その制度運用については、『監理技術者制度運用マニュアル』において規定

専任 = **他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること**

○現場専任制度については、**元請、下請けに関係なく適用**となる。

○**専任の監理技術者**については、①**監理技術者資格者証の交付**を受け、②**監理技術者講習を受講**していることが求められる。

○専任の監理技術者・主任技術者であっても、**一定の要件を満たす場合に兼務できることがある。**

◎用語の使い方の違い

営業所技術者等の「専任」 ⇒「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事していることが必要。

現場配置「専任」技術者 ⇒「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。

* 営業所技術者等については、一定の要件に合致する場合には、現場技術者(主任技術者・監理技術者)の職務を兼務することができる。

専任が必要な工事の専任期間について(1/2)

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。

専任 = **必ずしも常駐(常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要としているものではない**

- 技術研鑽のための **研修、講習、試験等への参加**
- **休暇の取得、働き方改革の観点**を踏まえた勤務体系、その他合理的な理由で**短期間(1~2日程度)**工事現場を離れること

適切な施工ができる体制が確保

差し支えない

- 左記期間を超えて現場を離れる場合
- 終日現場を離れている状況が**週の稼働日の半数以上**の場合
- **周期的に**現場を離れる場合

- ①適切な施工ができる体制を確保
- ②①について元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の**了解**を得ている。

差し支えない

専任が必要な工事の専任期間について (2/2)

基本

専任期間 = 契約工期

例外

- ① 現場施工に着手するまでの期間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間（用地未確保、自然災害等）
- ③ 工事完成後の期間
- ④ 工場製作のみが行われている期間

条件

発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確化していること。

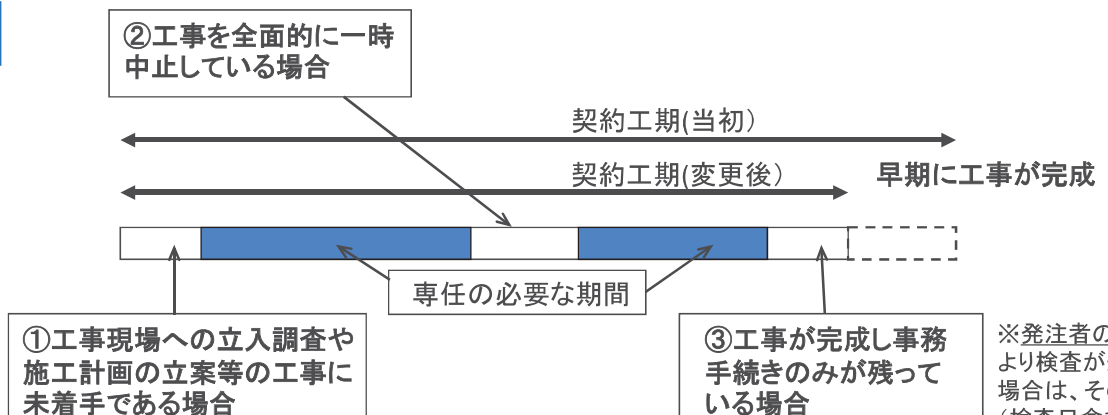
契約工期中であっても専任を要しない

監理技術者等の専任期間

○専任で設置すべき期間

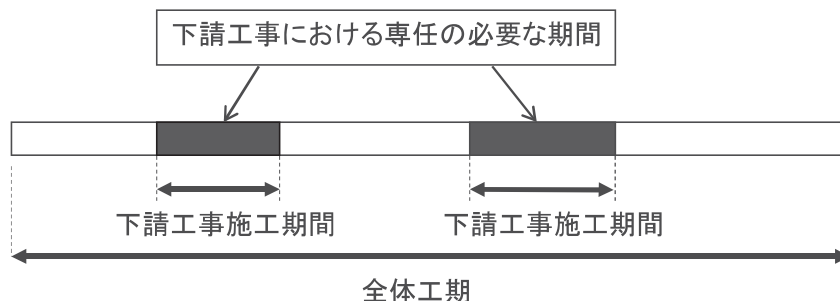
発注者から直接請け負った建設業者が、監理技術者等を専任で配置すべき期間は契約工期が基本であるが、以下の場合については、発注者と建設業者の間で書面により明確になっている場合は専任を要しない。

元請



※発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。

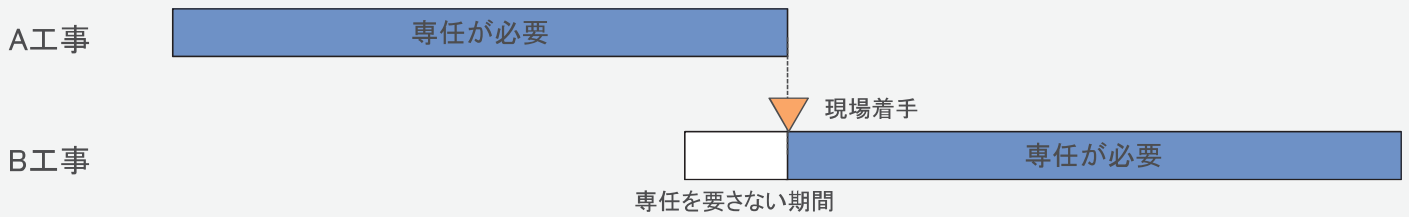
下請



監理技術者等の配置期間の重複

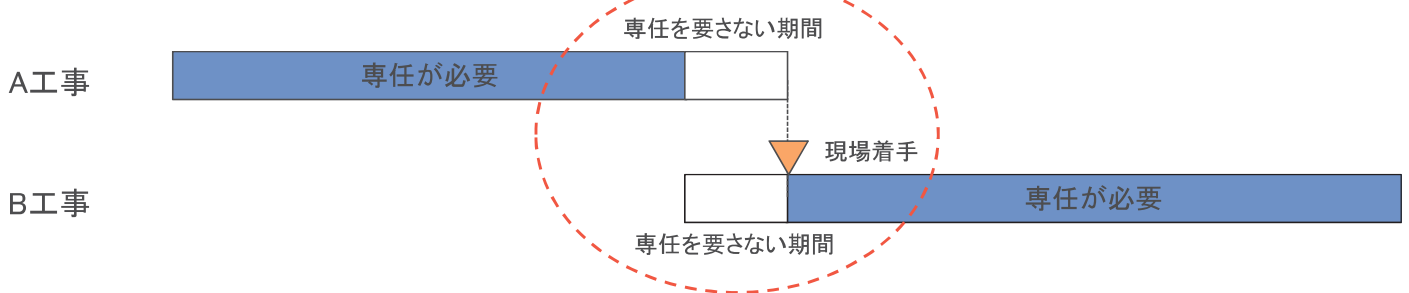
○注意すべき事項（従来の工事契約の場合）

現場着手までは専任を求めないという規定を活用した場合・・・



⇒B工事だけで考えれば、一見、問題がなさそうに見えるが、**A工事において「専任」がかかっている**ため、当該技術者については、**B工事に技術者として配置されたことが確認された時点で「専任義務違反」となる。**

OKになるためには以下のような状況にあることが必要



なお、**フレックス工期・余裕工期**の場合は着手前は工期と見なさない**ので技術者の配置は不要**

監理技術者等の途中交代（監理技術者制度運用マニュアル（建設業課長通知））

途中交代について

○交代の条件について注文者と合意した上で、交代が可能

※一般的な交代の条件例（これに限定されるものではない）

- ・監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・工場から現地へ工事の現場が移行する場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合

➤ **公共工事**においては、入札の公平性の観点から、原則として元請けの監理技術者等の**交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべき**

<途中交代に関する留意事項等>

- 建設工事の**適正な施工の確保を阻害する恐れ**があることから、途中交代については、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、**慎重かつ必要最小限**とする必要がある。
- 交代の条件の具体的な内容について、**書面その他の方法により**受発注者により合意する必要がある。
- 交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、**工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる必要**がある。
- 発注者からの求めに応じ**、元請けが工事現場に設置する監理技術者等及びその他の**技術者の職務分担、本支店等からの支援体制等に関する情報を発注者に説明**することが重要。

R7.2に金額が改定されたので注意

許可を受けている業種		指定建設業 (土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気)		その他(指定建設業以外の22業種)	
業許可	許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	対象工事	下請5,000万円※1 以上の元請工事	左記以外の工事	下請5,000万円※1 以上の元請工事	左記以外の工事
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	工事現場における技術者の専任※2	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、 請負金額が4,500万円(建築一式の場合は9,000万円)以上で必要(一部兼務を認める規定あり)			
	監理技術者資格者証の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない
	講習の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない

※1 建築一式工事の場合は8,000万円以上

※2 以下の期間については専任は要しない(監理技術者制度運用マニュアル「三 監理技術者等の工事現場における専任 (3)監理技術者等の専任期間」より)

- ①現場施工に着手するまでの期間や検査終了後の後片づけ等のみが残っている期間
- ②用地確保未了、自然災害、文化財調査等により工事が全面的に中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作のみが行われている期間

主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

法26条第3項第1号(専任特例1号)
 対象: **主任技術者、監理技術者**
 要件:
 ①請負額: 1億円未満(建築一式は2億円未満)
 ②工事現場間の距離: 1日の勤務時間で巡回可能かつ移動距離片道概ね2時間以内
 ③下請数: 注文者となった下請契約から数えて3次
 ④連絡等必要な措置: 連絡員設置(土木一式、建築一式は、同種工事の実務経験1年以上)
 ⑤現場施工体制の確認: 情報通信技術を利用する方法による確認(CCUS、CCUSとAPI連携システム、同等)
 ⑥人員配置計画の作成、保存: 参考様式参照
 ⑦現場状況の確認: 映像、音声の送受信が可能、かつ、通話が可能
 ⑧兼務: 2工事現場を超えてはならない

法26条第3項第2号(専任特例2号)
 対象: **監理技術者**
 要件:
 ①監理技術者補佐の設置:
 ・工事現場ごとに専任で設置
 ・請負った工事業種に係る主任技術者資格を有するもののうち一級の技術検定に合格したもの(一級施工管理技士補で請負工事の検定種別に限る)又は監理技術者(機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事は監理技術者に限る)
 ②兼務: 2工事現場
 ③兼務できる工事現場の範囲: 工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲
 ※発注者に説明し、理解を得ていることが望ましい。

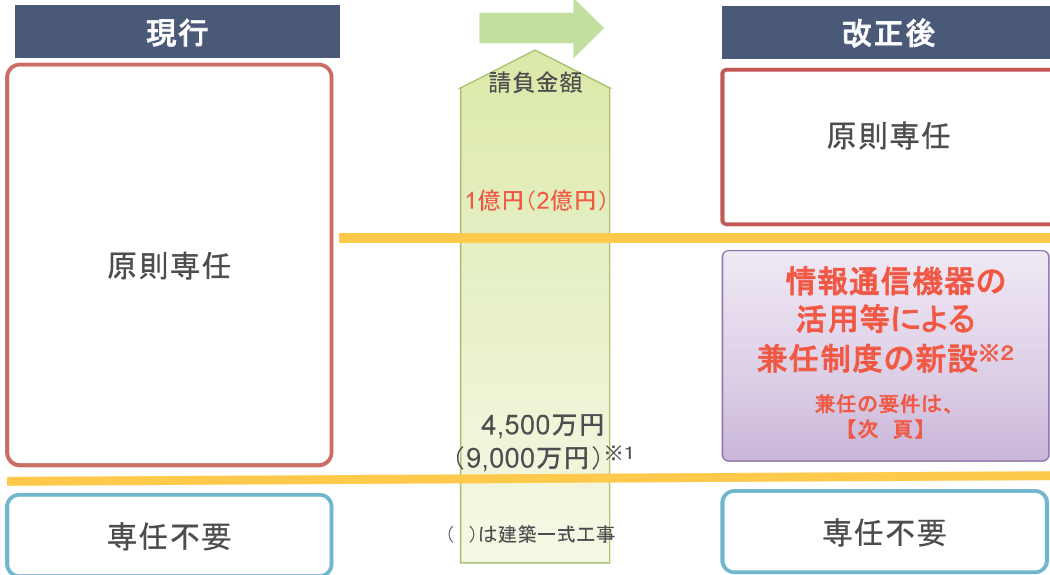
令27条第2項
(建設工事の技術者の専任等に係る取扱い)
 対象: **主任技術者**
 要件:
 ①工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要するもの(相互調整: 資材の調達を一括する場合や、工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合を含む)
 ②工事現場の相互間隔が10km程度近接した場所にある
 ③同一の建設業者が施工

監理技術者制度運用マニュアル
(二以上の工事を同一の専任技術者が兼務できる場合(同一の工事としての取扱い))
 対象: **監理技術者、主任技術者**
 要件:
 ①同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約で、工期の重複する複数の請負契約に係る工事
 ②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物
 ③全ての注文者から同一の工事として取扱うことを書面で承諾を得る

法26条の三(特定専門工事業)
 対象: **主任技術者**
 要件:
 ①元請が下請の主任技術者を行うことを文書により合意
 ②対象: 鉄筋工事、型枠工事
 ③配置技術者:
 ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務を有すること
 ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。
 ④下請契約請負代金の額: 4,500万円未満
 ⑤下請は再下請を行えない

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)

専任特例1号(監理技術者マニュアル<三(2)>①)



※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引き上げ(令和7年2月1日施行)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

専任特例1号兼任要件(監理技術者制度運用マニュアル三(2)①) 専任特例1号_2/2 国土交通省

情報通信機器の活用等による兼任制度(兼任要件)

① 請負金額(政令)	1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
② 兼任現場数(政令)	工事現場の数は2を超えてはならない (専任特例2号(監理技術者マニュアル<三(2)>②))との兼務はできない
③ 工事現場間の距離(省令)	1日の勤務時間内で巡回可能、かつ、災害、事故その他の事象が発生した場合において、他の工事現場との間の移動時間が概ね片道2時間程度
④ 下請回数(省令)	注文者となった下請契約から数えて、下請回数が3を超えないこと ※工事途中に下請回数が3を超えた場合は、専任特例が活用できず工事毎に専任配置が必要となる
⑤ 連絡員の配置(省令)	・連絡員は各工事に配置する必要がある。 ・土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有するもの ※実務経験の考え方は、営業所技術者(主任技術者)の実務経験に係る考え方と同様 ・連絡員に当該工事現場への専任、常駐は求めない。 ・連絡員は直接的・恒常的雇用関係は必要ないが、最終的な責任は請負会社が負う。
⑥ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)	・CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムが望ましい ・その他システムでも遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム
⑦ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)	・人員計画を作成し、工事現場毎に備え置くこと。 ・保存期間は、規則28条の帳簿と同じ期間、同じ営業所で保管
⑧ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置	・遠隔の現場との必要な映像、音声のやりとりができれば、一般的なスマホ、タブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。 ・山間部等通信不能の場合は本制度は利用できない。

人員計画は、「人員の配置を示す計画書(参考様式)」を参考に作成ください。

https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851310.xlsx&ved=2ahUKUw3oYf29seMAXV5r1YBHZjsOBUQFnoEACAKQAQ&usq=AOvVaw0TkGqgH5l8HcVXM7uZAp

① 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者をそれぞれ専任で置いた場合

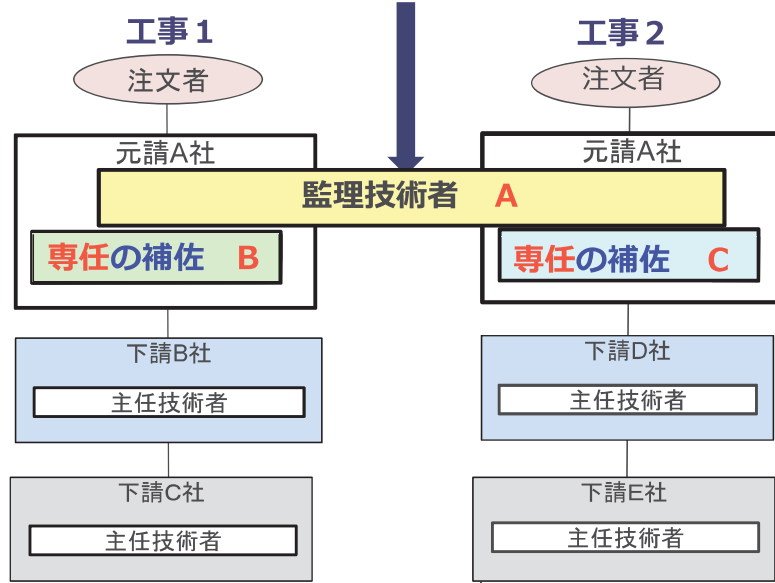
② 監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)

監理技術者を補佐する者の要件

→政令28条第1項「国土交通大臣が定める要件に該当するもの」

① 1級の第一次検定に合格した者(1級技士補)
 ※且つ、当該工種の法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること(主任技術者有資格者)

② 法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者



【兼務出来る工事現場の範囲】は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲

主任技術者の専任の特例(建設業法施行令 第27条第2項)

(施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

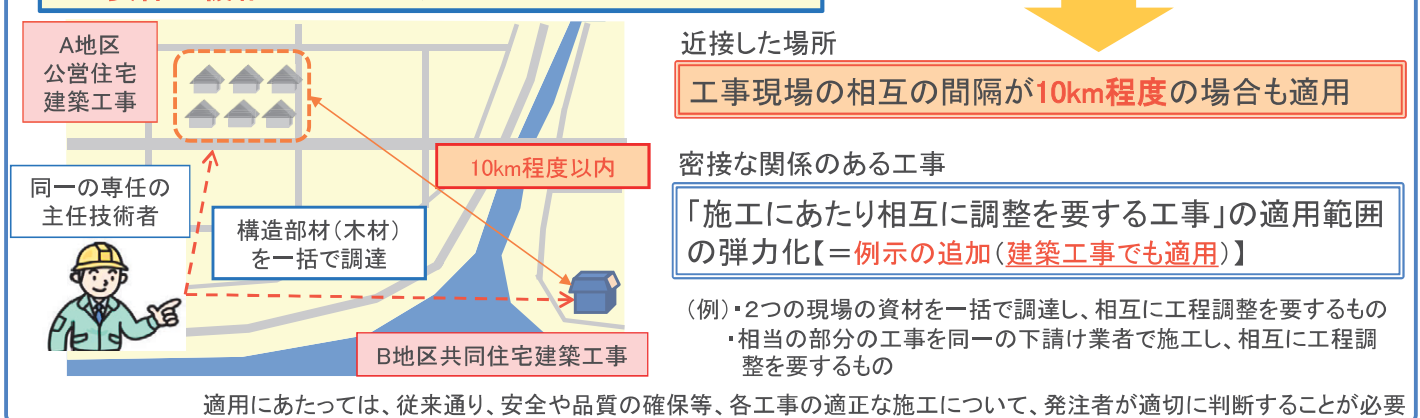
密接な関係のある工事
 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
 又は
 施工にあたり相互に調整を要する工事

近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和 (* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

【監理技術者制度運用マニュアル三(2)④】

原則

専任の主任技術者、監理技術者については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められません。

例外

①②③
全て満たす場合

- ① 同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ② それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること
- ③ 全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること

一つの工事現場とみなして同一の監理技術者等が管理することができる

○専任特例1号、専任特例2号、令27条第2項を併用することは可能。

特定専門工事の主任技術者“配置”緩和(法第26条の三)

対象とする工事

特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある、以下の工事とする。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額

主任技術者の専任義務が4500万円以上となっていることを踏まえ4,500万円未満とする

手続

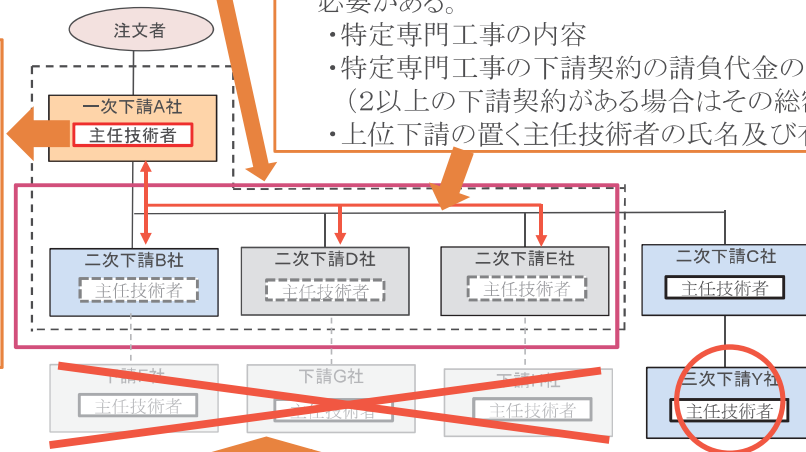
工事を注文する者(一次下請A社)と工事を請け負う者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。

この際、一次下請A社は注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・特定専門工事の下請契約の請負代金の額(2以上の下請契約がある場合はその総額)
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名及び有する資格

配置される主任技術者の要件

- 上位下請(一次下請A社)の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。
- ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

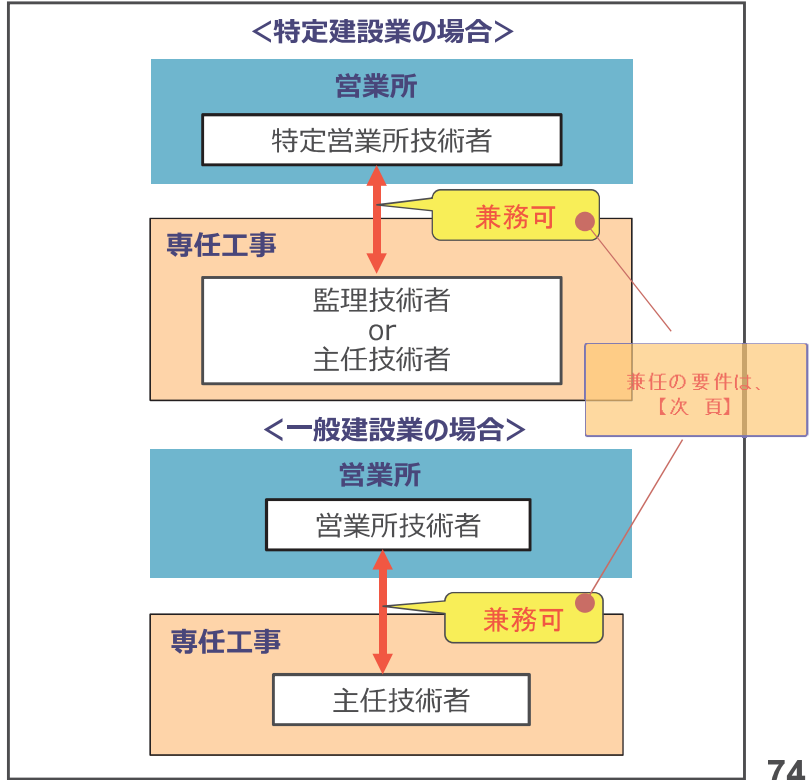
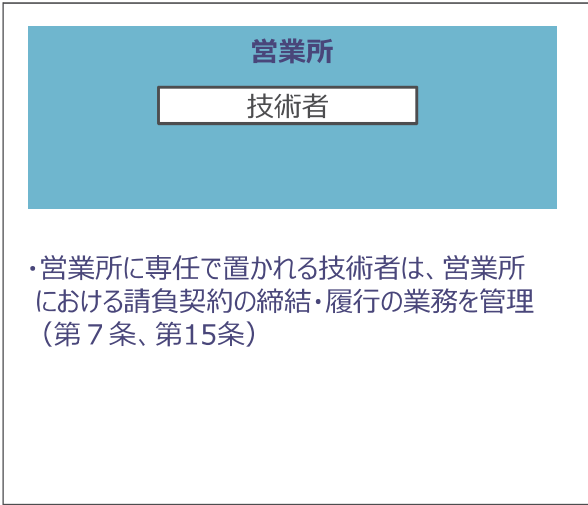


再下請の禁止

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、E社)は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※ 主任技術者を置いている(制度を利用していない)下請は再下請可能

○営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、
 今般、生産性向上に資するため、**情報通信機器を活用する等**の一定の要件に合致する専任工事について、**営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施**(建設業法第26条の5)



注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務：専任特例1号及び2号)を併用することは不可

営業所技術者等の兼任要件(監理技術者制度運用マニュアル二-二(5)②)

情報通信機器の活用等による兼任制度(兼任要件)

① 請負契約	当該営業所において締結された工事であること
② 請負金額(政令)	1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
③ 兼任現場数(政令)	1工事現場
④ 営業所と現場間の距離(省令)	1日の勤務時間内で巡回可能、かつ、災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所と工事現場との間の移動時間が概ね片道2時間以内
⑤ 下請次数(省令)	注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと ※工事途中で下請次数が3を超えた場合は、専任特例が活用できず工事毎に専任配置が必要となる
⑥ 連絡員の配置(省令)	・連絡員は各工事に配置する必要がある。 ・土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有するもの ※実務経験の考え方は、営業所技術者(主任技術者)の実務経験に係る考え方と同様 ・連絡員に当該工事現場への専任、常駐は求めない。 ・連絡員は直接的・恒常的雇用関係は必要ないが、最終的な責任は請負会社が負う。
⑦ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)	・CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムが望ましい ・その他システムでも遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム
⑧ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)	・人員計画を作成し、工事現場毎に備え置くこと。 ・保存期間は、規則28条の帳簿と同じ期間、同じ営業所で保管
⑨ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置	・遠隔の現場との必要な映像、音声のやりとりができれば、一般的なスマホ、タブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。 ・山間部等通信不能の場合は本制度は利用できない。

人員計画は、「人員の配置を示す計画書(参考様式)」を参考に作成ください。
https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851310.xlsx&ved=2ahUKewj3oYf29seMAXV5r1YBHZsjOBUQFnoECAkQAQ&usg=AOvVaw0TkGqgH5Lh8HcVXM7uZAp

省令¹⁾17条の2又は17条の4に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
建設業者	名称(イ) 所在地(ロ) 氏名(ハ)
建設工事	工事名称(ニウ) 工事現場所在地(ニウ) 設計・請負業種(ニウ) 名称(ニウ) 建設工事の内容(ニウ) 代表者の氏名(ニウ) 発注期間(ニウ) 発注回数(ニウ) 工事現場の施工許可の発給状況(ニウ) 関係連絡員(ニウ) 氏名(ニウ) 所属会社(ニウ) 職務(ニウ) 工事名称(ニウ) 期間(ニウ) 月 日 ~ 月 日 合計 月 日
建設工事	工事名称(ニウ) 所在地(ニウ) 設計・請負業種(ニウ) 名称(ニウ) 建設工事の内容(ニウ) 代表者の氏名(ニウ) 発注期間(ニウ) 発注回数(ニウ) 工事現場の施工許可の発給状況(ニウ) 関係連絡員(ニウ) 氏名(ニウ) 所属会社(ニウ) 職務(ニウ) 工事名称(ニウ) 期間(ニウ) 月 日 ~ 月 日 合計 月 日

注：① 建設業者(建設業法第26条第3項ただし書)の兼務は、本制度の対象外である。② 1日以上の勤務時間内での巡回可能であること。

(注) 営業所技術者等がおかれている営業所の請負契約であること
 営業所技術者等が直接的かつ恒常的な雇用契約であること

- ・現場代理人は、現場における請負人の任務の代行をする者のことをいい、施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者や監理技術者とは、概念的には全く別個のもの。
- ・建設業法では、監理（主任）技術者を置くことを義務付けているが、現場代理人の選任は義務付けていない。
- ・現場代理人を選定した場合には、その権限などについて発注者に通知することを義務付けているにすぎない。
- ・現場代理人と監理（主任）技術者との兼任は認められている。

■ 建設業法の規定

○ 現場代理人の選定等に関する通知(第19条の2)

請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を、書面により注文者に通知しなければならない。

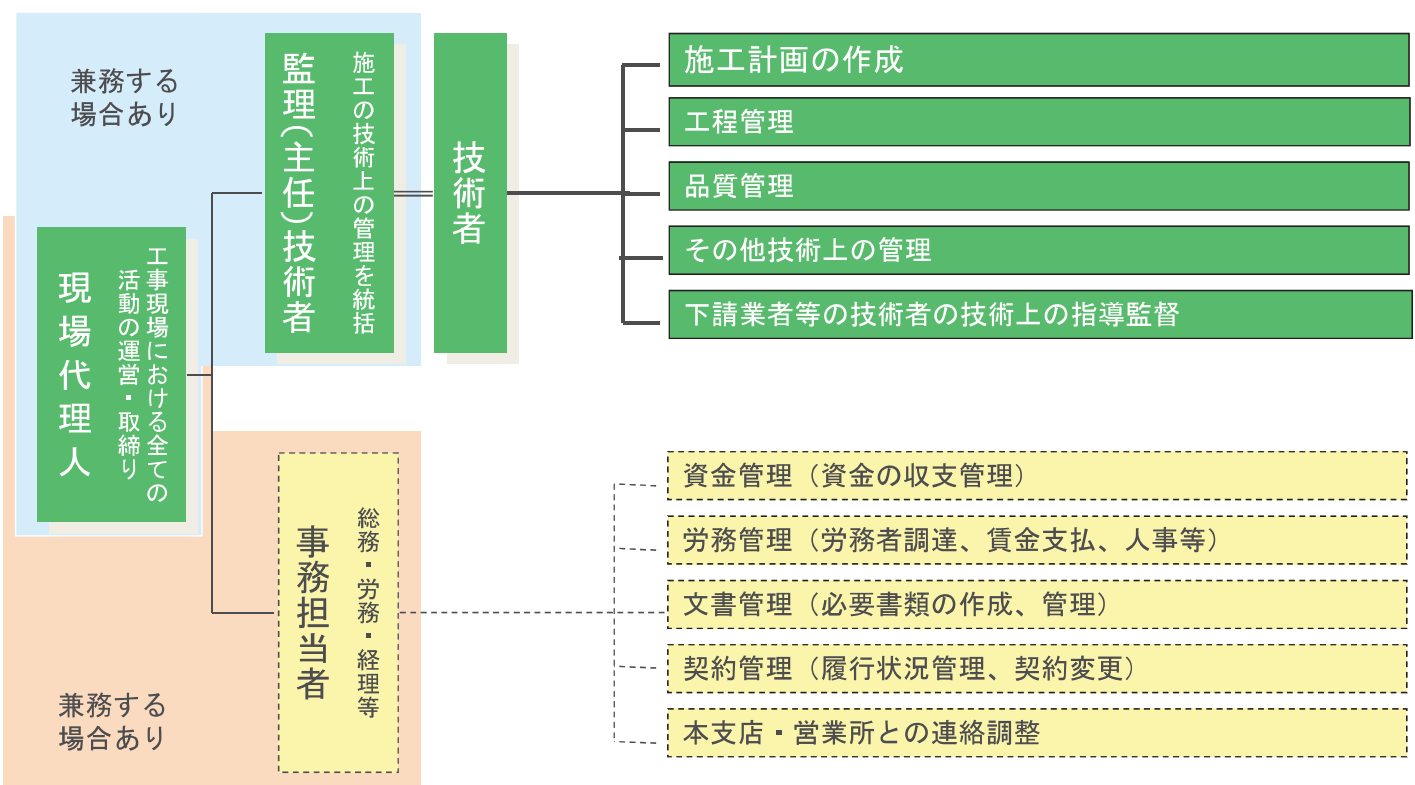
■ 公共工事標準請負契約約款の規定

○ 現場代理人及び主任技術者等(第10条)

乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 (A)主任技術者 (B)監理技術者 (C)監理技術者補佐
- 三 専門技術者

4 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)及び専門技術者はこれを兼ねることができる。



※建設業法では、監理(主任)技術者の配置を義務付けているが、現場代理人の選任は義務付けていない。
 ※現場代理人を選任した場合に、その権限等について発注者へ通知することを義務付けているにすぎない。

施工体制台帳の作成

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した**下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上**になる場合、



施工体制台帳・施工体系図の作成が必要（義務）

※**公共工事**を発注者から直接請け負う場合、**下請代金の総額にかかわらず**、作成が必要（義務）

施工体制台帳

建設業法第24条の8第1項

施工体系図

建設業法第24条の8第4項

施工体制台帳の添付書類等

① 契約書の写し等

- 発注者との契約書の写し
 - 下請契約書の写し
- 2次下請以下の下請負人が締結したのもも全て**

② 元請監理技術者関係 (監理技術者・主任技術者) の書面

※ 監理技術者補佐・専門技術者も（おいた場合）

- 配置する技術者の資格を有することを証する書面
- ※ 専任を要する監理技術者の場合の資格を有することの書面は監理技術者資格者証に限る。
- 雇用関係を証明できるものの写し
(監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、標準報酬決定通知書の写しなど)
- ※ 保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキングを

③ 監理技術者補佐関係、専門技術者関係 (設置した場合)

- 配置する技術者の資格を有することを証する書面
- 雇用関係を証明できるものの写し

再下請負通知書

作成建設業者が台帳・体系図を整備する際、再下請通知や自ら把握した情報に基づき施工体制台帳を記載しても、再下請通知書を添付する方法でもよい。

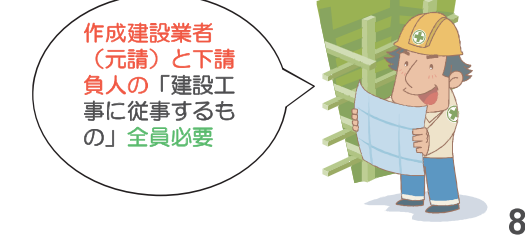
施工体制台帳の記載事項追加 (いわゆる「作業員名簿」作成義務)

建設業法施行規則第14条の2 第1項の改訂により、「建設工事に従事するものに関する事項」(いわゆる「作業員名簿」)を記載することとなっています。

施工体制台帳の記載例②. 作業員名簿. Includes a table for worker details (name, age, insurance) and a table for job types (general construction, electrical, etc.).

- 建設工事に従事するものに関する事項
①氏名・生年月日・年齢
②職種
③健康保険加入等
④中小企業退職金共済法被共済者であるか否かの別
⑤安全衛生に関する教育の内容
⑥建設工事に係る知識・技術・技能に関する資格(任意事項)

(背景) 令和2年10月から、建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件とされるなど、企業単位での社会保険の加入確認の厳格化が講じられた。同改正により、施工体制台帳に社会保険の加入状況を記載することが必要となり、実質的に作業員名簿の作成が義務化された。



施工体制台帳等記載例①

施工体制台帳記載例①. A comprehensive form showing project details, permits, insurance status, and worker information. Includes sections for 'Construction System Account' and 'Worker Details'.

施工体制台帳記載例②

【建設工事に従事する者に関する事項】

（いわゆる作業員名簿）

作業員名簿

Table with columns for worker ID, name, position, birth date, and insurance status. Includes annotations for field codes and registration details.

Notes and instructions for the worker register, including field codes and registration requirements.

Application form for worker register registration, including fields for company name and ID.

Table for registration of workers, including fields for company name, ID, and registration status.

Notes and instructions for the worker registration process, including field codes and registration requirements.

再下請負通知書記載例

Form for subcontracting notification, including fields for contractor and subcontractor information, project details, and insurance status.

Notes and instructions for the subcontracting notification form, including field codes and registration requirements.

Form for subcontracting notification, including fields for contractor and subcontractor information, project details, and insurance status.

Notes and instructions for the subcontracting notification form, including field codes and registration requirements.

施工体系図記載例

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

施工体系図

作成建設業者の商号名称

発注者名 △△商事株式会社
工事名称 ○ビル新築工事

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名(※)

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者の氏名

作成建設業者が置いた監理技術者補佐の氏名(※)

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名(※)

作成建設業者が置いた主任技術者が担当する工事の具体的な内容(※)

作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名(※)

元方安全衛生管理者 米田 正一

工期 自 6年2月26日 至 7年3月31日

株式会社・事業者ID 井笠工業(株) (00000000000000)
代表者名 井笠 上司
許可番号 11111
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者 村下 工事
主任技術者 土木 学
主任技術者の該当 有 (重)
特定専門工事の該当 有 (重)
専門技術者
担当工事内容
工期 6年3月10日～7年3月20日

株式会社・事業者ID 佐崎電工(有) (00000000000000)
代表者名 佐崎 力
許可番号 33333
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者 齋藤 勇
主任技術者 齋藤 勇
主任技術者の該当 有 (重)
特定専門工事の該当 有 (重)
専門技術者
担当工事内容
工期 6年10月1日～6年12月8日

株式会社・事業者ID
代表者名
許可番号
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者
主任技術者
主任技術者の該当 有・無
特定専門工事の該当 有・無
専門技術者
担当工事内容
工期

株式会社・事業者ID
代表者名
許可番号
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者
主任技術者
主任技術者の該当 有・無
特定専門工事の該当 有・無
専門技術者
担当工事内容
工期

株式会社・事業者ID 白鳥産業(株) (00000000000000)
代表者名 白鳥 真一
許可番号 12345
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者 松田 四郎
主任技術者 白鳥 五郎
主任技術者の該当 有 (重)
特定専門工事の該当 有 (重)
専門技術者
担当工事内容
工期 6年3月5日～7年3月25日

株式会社・事業者ID 瀬戸内建設工業(株) (00000000000000)
代表者名 瀬戸内 守
許可番号 44444
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者 宮島 太郎
主任技術者 宮島 太郎
主任技術者の該当 有 (重)
特定専門工事の該当 有 (重)
専門技術者
担当工事内容
工期 6年3月11日～7年3月20日

株式会社・事業者ID 鉄良本鉄工(有) (00000000000000)
代表者名 鉄良本 友
許可番号 66666
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者 上田 華子
主任技術者
主任技術者の該当 有・無
特定専門工事の該当 有・無
専門技術者
担当工事内容
工期 6年3月29日～7年3月10日

株式会社・事業者ID
代表者名
許可番号
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者
主任技術者
主任技術者の該当 有・無
特定専門工事の該当 有・無
専門技術者
担当工事内容
工期

株式会社・事業者ID 備北工務店(株) (00000000000000)
代表者名 備北 広
許可番号 55555
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者 安全 次郎
主任技術者 安全 次郎
主任技術者の該当 有 (重)
特定専門工事の該当 有 (重)
専門技術者
担当工事内容
工期 6年3月11日～7年3月20日

株式会社・事業者ID
代表者名
許可番号
一般/特定の別 一般/特定
安全衛生責任者
主任技術者
主任技術者の該当 有・無
特定専門工事の該当 有・無
専門技術者
担当工事内容
工期

○注意

1. 記載票法では様式は定められていませんので、この様式によるなくても構いません。
2. □ 部分は其設置法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの横に(※)印がある部分は置かない場合もあるもので、そのときは凡例不要です。
4. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に付する「主任技術者」「主任技術者」に付する部分は記載不要です。

下請負人が置いた建設工事の具体的な内容

下請負人の名称・事業者ID

下請負人の代表者名

下請負人の許可番号

一般/特定の別

下請負人が安全衛生責任者を置いた場合その氏名(※)

下請負人が置いた主任技術者の氏名

特定専門工事の該当の有無

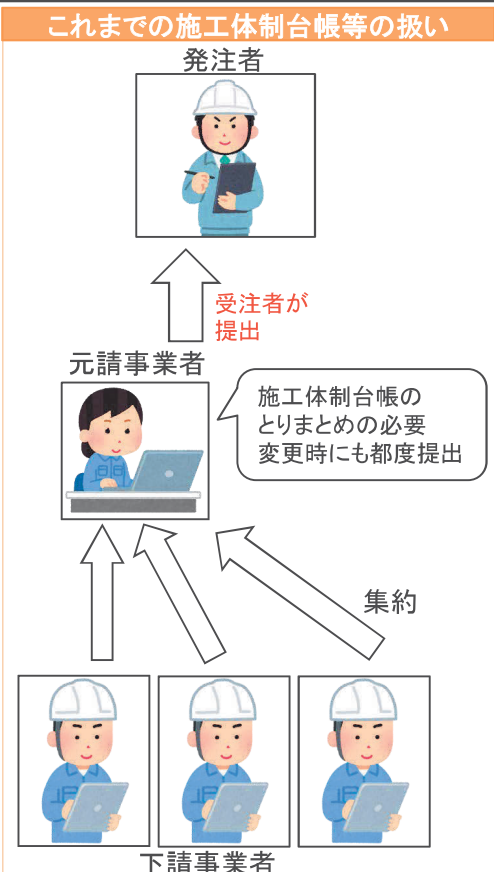
下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(※)

下請負人が置いた専門技術者が担当する工事の具体的な内容(※)

下請負人が置いた建設工事の契約書に記載された工期

公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化(入契法第15条第2項の改正) 国土交通省

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除



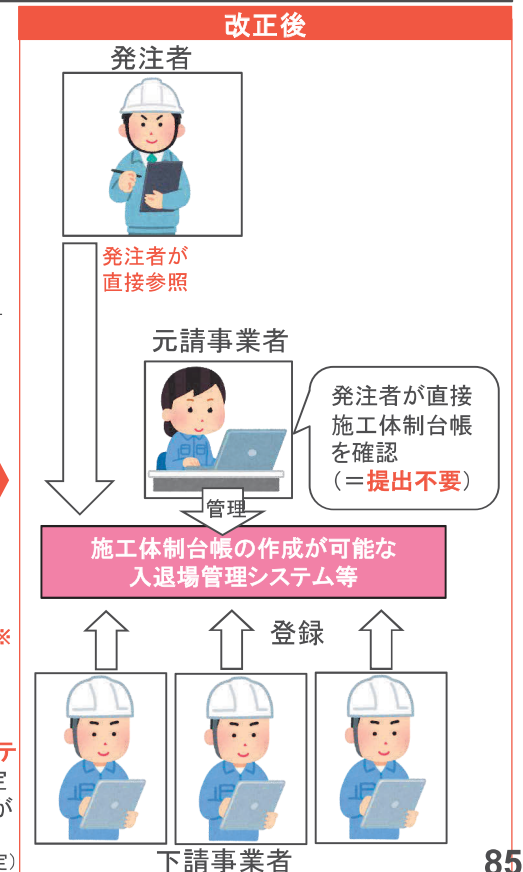
<現行制度>
公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、
① 施工体制台帳の作成
② 施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

<制度見直しの背景>
元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向
⇒ 元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

法改正により提出義務を緩和

<見直し後の提出義務について>
・提出義務は存置
・ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置※を講じている場合は、提出不要とする

※入契法施行規則で以下のとおり規定
建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置
(その他システムは、今後の改修を踏まえ拡大・通知予定)



一括下請負（丸投げ）とは

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的な関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、施工責任が曖昧になって、手抜き工事や労働条件の悪化、施工能力のないブローカー的不良業者の輩出を招くこと、また、発注者が寄せた信頼を裏切ることから原則として**禁止**しています。

公共工事 全面禁止

※公共工事とは・・・国、地方公共団体及び公共工事入札契約適正化法に規定する特殊法人等が発注する工事
 ※特殊法人等・・・公共工事入札契約適正化法施行令第1条に規定（沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会も含まれる）

民間工事 原則禁止（発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止）

※一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等＝共同住宅の新築工事）についても一括下請負は全面禁止

一括下請負にならないためには

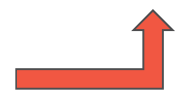
「実質的な関与」が必要

実質的な関与 自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うこと

（参考）**監督処分件数**
 （全国・過去5年）
 ☆一括下請負違反
 ……55件
 （国土交通省ネガティブ情報等検索サイト R8年3月末現在）

※「親会社と子会社間」での下請負についても適用。

「一括下請負」には、重いペナルティ（営業停止処分）が待っています。



元請と下請が果たすべき役割について

元請が果たす役割 と 下請が果たす役割 比較

元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割		下請（左記以外）が果たすべき役割	
施工計画の作成	○請け負った建設工事 全体 の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	施工計画の作成	○請け負った 範囲 の建設工事に関する施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○ 元請負人等からの指示 に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事 全体 の進捗確認 ○ 下請負人間の工程調整 ○ 工程会議等の開催、参加、巡回	工程管理	○請け負った 範囲 の建設工事に関する進捗確認
品質管理	○請け負った建設工事 全体 に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認	品質管理	○請け負った 範囲 の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安全管理	○安全確保のための協議組織の 設置及び運営 、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置	安全管理	○協議組織への 参加 、現場巡回への協力等請け負った 範囲 の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った建設工事 全体 における主任技術者の配置等、 法令遵守 ※や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の 総括的 技術指導	技術的指導	○請け負った 範囲 の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他	○ 発注者等 との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事 全体 のコスト管理 ○ 近隣住民への説明	その他	○ 元請負人 との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った 範囲 の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

工事全体

請負った範囲

元請は、「**実質的な関与**」として、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を**全て**行うことが求められます。
特定建設業者たる元請は、下請に対して法令遵守の指導義務があります。（建設業法第24条の7）

（※建設工事の施工に関する法律、従事する労働者に関する法令等）・・・**特定・一般に関わらず、法令遵守全般に努めてください**

建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期での工事は、過労や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際しては、適正な工期設定を行う必要があり、通常認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは、注文者・受注者（建設業者）ともに禁止されています。

契約締結に際し、「工期に関する基準」等を踏まえ、対等な立場に基づき公平公正で適正な工期を設定する必要があります。

注文者	建設業者
◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止	
◆工事を施工しない日や時間帯の定めについて契約書面に明記	
<ul style="list-style-type: none"> ◆元請負人は下請負人が「工期に関する基準」等を踏まえた見積りを考慮するよう努める ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知する義務 例) 地盤沈下、土壌汚染等に関する情報 ◆受注者から事前通知に基づく<u>工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「工期に関する基準」で示す週休二日や猛暑日等を踏まえ、作業日数を見積る ◆<u>工期に影響を及ぼす事象</u>で認識しているものについて<u>契約締結までに通知する義務</u> 例) 主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報 ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには<u>工期変更の協議を提案可</u>

「工期に関する基準」改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、**契約変更**でも必要。

・受発注者間の**パートナーシップ構築**が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出**するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力**し、**規制違反を助長しないよう十分留意**する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した**適正な工期による見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・**自然要因（猛暑日）における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、**安全・健康の確保**に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) **施工**
- (3) **後片付け**

・**会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定**。

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) **住宅・不動産**
- (2) **鉄道**
- (3) **電力**
- (4) **ガス**

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・資材の納入遅延や高騰は、**サプライチェーン全体で転嫁**する必要。

第6章 その他

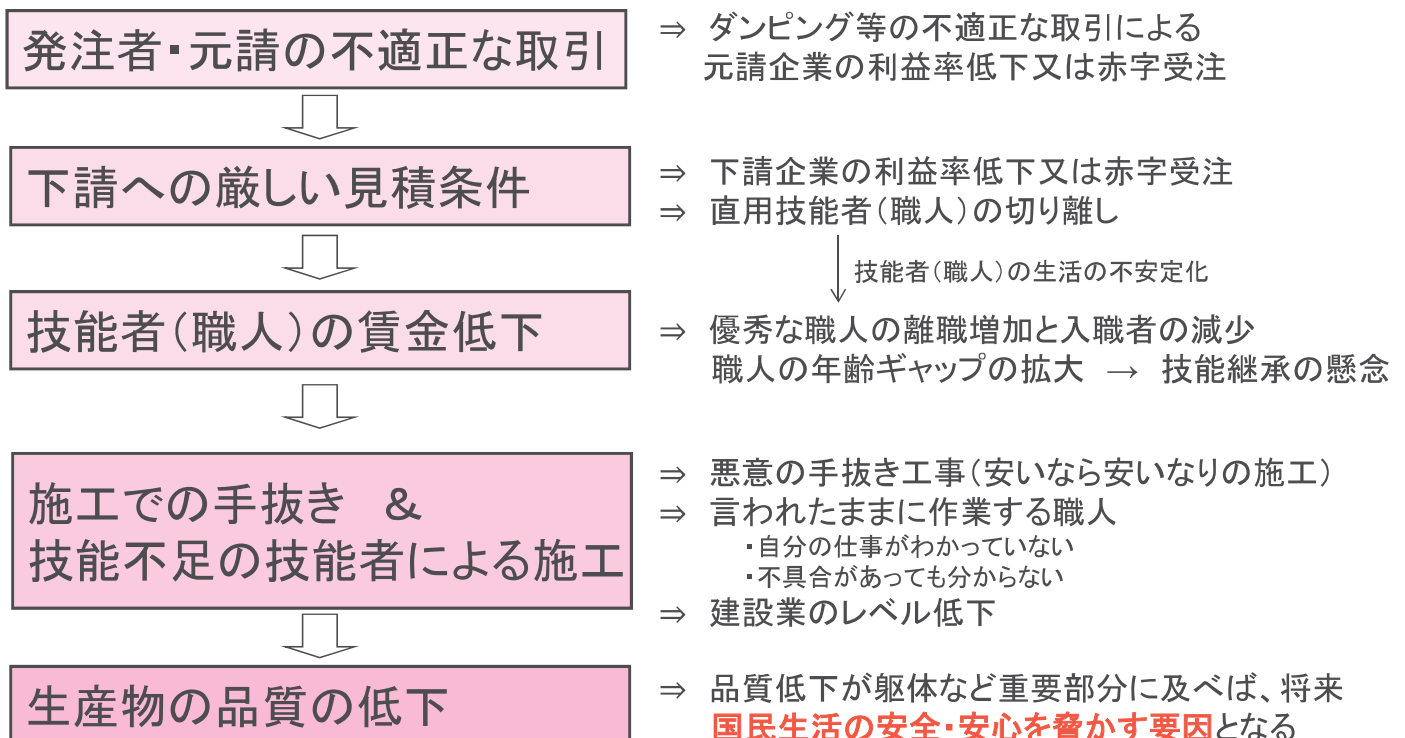
- (1) **著しく短い工期と疑われる場合の対応**
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) **基準の見直し**

・各業界団体の取組事例等を更新。

第5章 適正な取引について

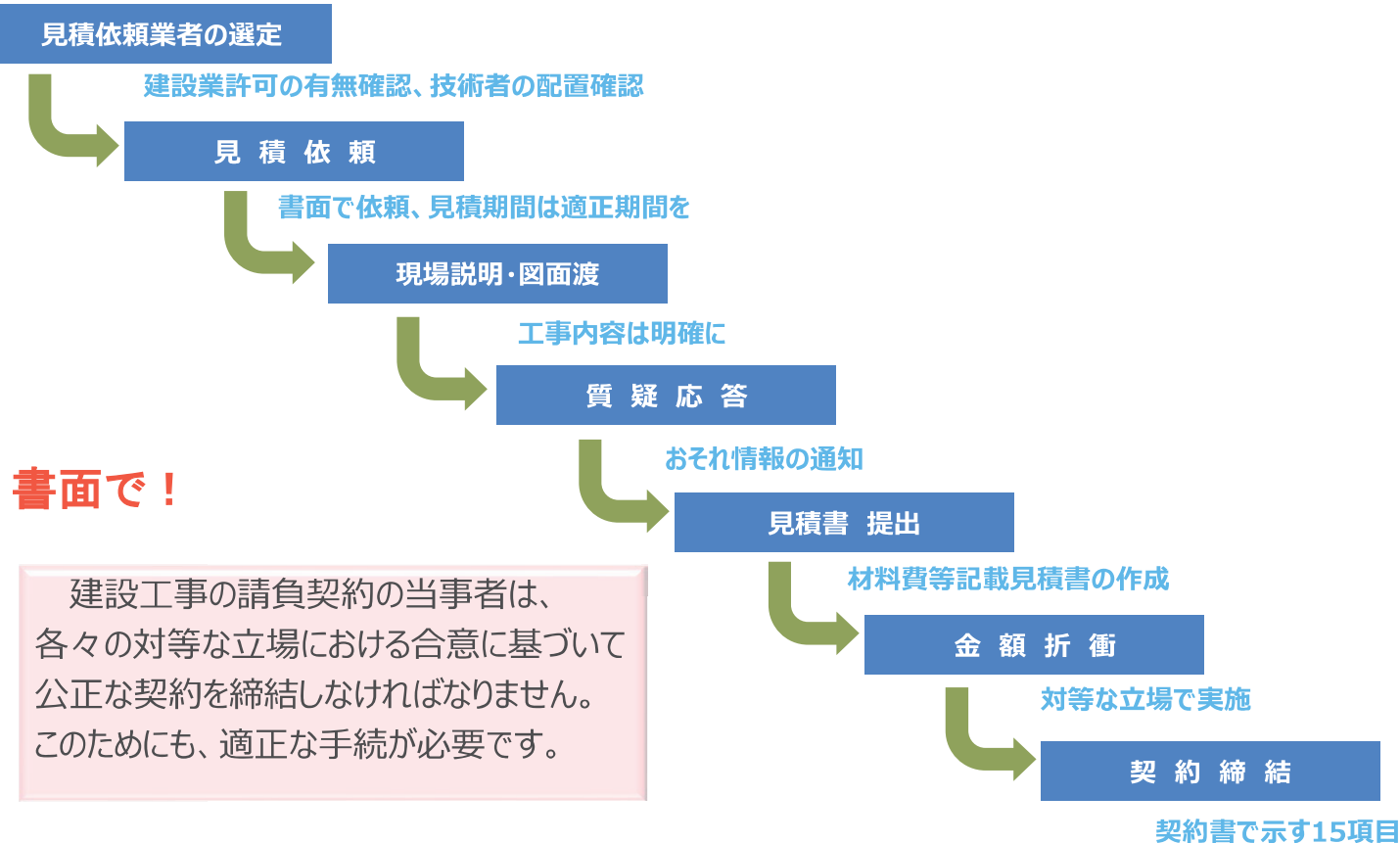
適正取引の目指すところ

適正取引が行われないことで起きる危険事象に注目



適正な契約・支払について

下請契約締結に至るまでのフロー



書面で！

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。このためにも、適正な手続が必要です。

契約書で示す15項目

適正な契約・支払について

見積依頼時は 14項目の提示

見積依頼は書面で！下請契約の具体的内容を提示！
以下の14項目が記載された書面で行いましょう。

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 工事内容 | ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合の賠償金の負担に関する定め |
| ② 工事着手・工事完成の時期 | ⑨ 資材提供、機械貸与の内容 |
| ③ 支払い時期、方法 | ⑩ 検査の時期、方法、引渡の時期 |
| ④ 工事を施行しない日又は時間帯 | ⑪ 工事完成後の支払い時期、方法 |
| ⑤ 工期、代金の変更、損害の負担、それらの額の算定方法 | ⑫ 瑕疵担保責任、保証保険契約の内容 |
| ⑥ 天災等の不可抗力による工期変更損害負担、額の算定方法 | ⑬ 債務不履行の場合の損害金 |
| ⑦ 価格等の変動・変更に基づく代金・工事内容の変更及びその額の算定方法 | ⑭ 契約に関する紛争の解決方法 |

※契約締結時は上記に請負代金を加えた15項目を提示し、書面で契約を締結しましょう

材料費等記載見積書の作成

建設業者は見積書の作成において、次に掲げる事項を内訳などとして最低限明示するように努めなければなりません。

- ① 材料費（元請負人が支給する場合はその旨を記載する）
- ② 労務費
- ③ 法定福利費（事業主負担分）
- ④ 安全衛生経費
- ⑤ 建設業退職金共済掛金
- ⑥ 必要となる作業日数



建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに、上記の材料等記載見積書を交付しなければなりません。

また、元請負人は下請負人が作成した材料費等記載見積書について、その内容を考慮するよう努めなければなりません。

94

見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、
下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。

下請工事の予定価格の金額	見積期間
① 500万円に満たない工事	中 1 日以上
② 500万円以上5,000万円に満たない工事	中 10 日以上
③ 5,000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

95

その他

- ◆見積条件の明確化
- ◆見積費目の提示・確認
- ◆図面・仕様書の提示・確認
- ◆質問内容の明確化・迅速な質問
- ◆職務上権限を有する者同士の対応
- に心がけましょう。

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生する恐れがある場合には、**契約の締結までに、注文者・受注者ともに、その旨及び状況把握のため必要な情報を提供しなければなりません。**

対等な立場で

建設工事の請負契約の**当事者**は、各々の**対等**な立場における合意に基づいて**公正な契約を締結しなければなりません。**また、自己の取引上の地位を不当に利用し、**通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません。**

見積書の電子化について明確化（R3.9.1）

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年9月1日施行）により、**材料費等記載見積書**を電磁的方法により提供することが可能な旨が建設業法において明確化されました。

（建設業法第20条第5項改正内容）建設業者は、前項の規定による**材料費等記載見積書**の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該**材料費等記載見積書**に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。（電磁的方法を用いた請負契約の手続きについては、従前から建設業法に規定あり）

特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面（建設業法第26条の3第3項）

公共工事の前払金保証事業に関する法律 保証金の請求に係る書面（同法第13条第2項）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象建設工事の届出に係る事項の説明のための書面（法第12条第1項）

<参考> **営業所ごとに備える必要がある帳簿**（建設業法第40条の3）の**電子化**
紙の帳簿に替え電磁的方法により保存された情報を映像表示することで可（令和5年5月12日告示建設業法施行規則改正）

契約のパターン

建設業法では**15項目**を記載した請負契約を**書面**により、**工事着手前に締結し、相互交付**することを求めています。元請下請間等の紛争を防ぐことが目的。

※請負規約の**15項目**とは見積依頼時の**14項目**に「**請負代金**」を加えたもの

契約書を作成する方法以外にも、一定の要件を満たせば、注文書・請書を相互に交付する方法も可能。

公共工事	1	契 約 書	
民間工事		2	注文書・請書 + 基本契約書
とも1～3の いずれかの 書面で 作成必要			3

※3の場合は『注文書』『請書』それぞれに同じ内容の基本契約約款が添付（割印付き）又は印刷されたものが必要

【参考】電子契約の技術的基準

電子契約を行う場合は、建設業法施行規則第13条の4第2項各号の技術的基準に適合するものである必要があります。**PDF化した契約書をメール送信することは電子契約とは言えません！**

- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

各項目におけるポイント

1 見積条件の提示

- 見積条件の提示に当たっては下請契約の具体的内容を提示。
- 望ましくは、下請契約の内容は書面で提示すること、更に作業内容を明確に。
- 予定価格の額に応じて一定の見積期間を設けること。

★細かい！と思われるかもしれませんが・・・
後々のトラブルを防ぐためには重要なことです

2 書面による契約締結

- 契約は下請工事の“着工前”に“書面”により行う。追加工事、工期変更も同様。
- 契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載。
- 注文書・請書による契約は、一定の要件を満たすこと。
- 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本。
- 片務的な内容による契約は、建設業法上不適当。

- 追加工事等の内容が直ちに確定できない場合は、

- ・ 追加工事の具体的な内容
- ・ 契約変更の対象となること
- ・ 契約変更の時期
- ・ 追加工事等に係る契約単価の額

を書面で取り交わし、全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加したにもかかわらず、契約変更に応じないことは、建設業法に違反。

98

各項目における主要なポイント

3 工期及び資材価格高騰

- 工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に変更契約を締結すること。
- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因する下請工事の費用が増加した場合は、
元請負人がその費用を負担することが必要。

著しく短い工期は禁止！

- 建設業者は通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（建設業法第19条の5第2項） ※価格同様、工期もダンピングしてはならない！という趣旨
- 建設業者は主要な資材の供給の著しい減少、価格の高騰等、工期又は請負代金に影響を及ぼす事象が認められる場合は、請負契約締結までに注文者に通知しなければならない。（建設業法第20条の2第2項）
- 建設業者は上記の事象が発生した場合、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更または請負代金の変更についての協議を申し出ることができる。（同条第3項）
- 上記の協議の申出を受けた注文者は、誠実に当該協議に応じるよう努めなければならない。（同条第4項）
※公共工事発注者は当該協議に応じることが義務！（→努力義務にあらず）（入契法第13条第2項）

※従前は、下請中小企業振興法に基づく振興基準（令和4年7月29日）において、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、期中に原材料費等のコストが上昇した場合に下請事業者から申出があった場合は、親事業者は価格変更にできる限り柔軟に応じるものとされていたが、同趣旨の規定が建設業法第20条の2第2項～第4項に盛り込まれた。

99

適正な契約・支払について

各項目における主要なポイント

4 不当に低い請負代金

- 注文者は、自己の取引上の**地位を不当に利用**して、その注文した建設工事を施工するために **通常必要と認められる原価に満たない金額**を請負代金の額とする請負契約を請負人と締結することが禁止されている。（建設業法第19条の3第1項）
- 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、**取引上優越的な地位にある元請負人**が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること。
⇒下請代金の額の決定に当たり**下請負人と十分な協議が行われたかどうか**といった対価の決定方法により判断される。
⇒許可行政庁である国土交通大臣又は都道府県知事は、第19条の3第1項に違反して**不当に低い請負代金による請負契約を締結した発注者に対して必要な勧告を行うことができる**。（建設業法第19条の6第1項）
- 建設業者は、正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために**通常必要と認められる原価に満たない金額**を請負代金の額とすることが禁止されている。（建設業法第19条の3第2項）

5 指値発注

- **指値発注**は建設業法第19条の3第1項「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれ。
- 元請負人は、指値発注により下請契約を締結することがないよう、**自らが提示した額の積算根拠を明らかにして下請負人と十分に協議**を行うなど、留意することが必要。
- 注文者は、建設業者が材料費等必要な経費の内訳を記載し適正な価格水準で作成した「**材料費等記載見積書**」を**著しく下回るような見積額変更を求めてはならない**。（建設業法第20条第6項）

★**指値発注**：元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させること

100

適正な契約・支払について

各項目における主要なポイント

6 不当な使用資材等の購入強制

- 建設業法第19条の4で禁止される「不当な使用資材等の購入強制」とは、**請負契約の締結後**に注文者が、自己の取引上の**地位を不当に利用**し、請負人に**使用資材等を指定**し、これら請負人に購入させてその利益を害すること。
- 元請負人が**使用資材等の指定を行う場合には、見積条件として提示**することが必要。

7 やり直し工事

- やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が**下請負人の責めに帰すべき場合を除き、その費用は元請負人が負担することが必要**。
- 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、**契約変更**が必要。

8 赤伝処理

- 赤伝処理を行う場合は、**元請負人と下請負人双方の協議・合意**が必要。
- 赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に**明示**することが必要。
- 赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差引額についても**下請負人の過剰負担となることがないように十分に配慮**することが必要。

★赤伝処理：元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）
- ③ 下請工事の施工に伴い、下請工事の施工に伴い副次的に発生する**建設副産物の運搬処理費用**
- ④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費、CCUSに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等）を下請代金の支払時に差引く（相殺する）こと

※③で建設副産物の発生がないのに一律差し引く行為も該当する

101

各項目における主要なポイント

9 下請代金の支払

- 正当な理由がない長期支払保留は建設業法に違反。
- 元請負人は、前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければならない
- 望ましくは下請代金をできるだけ早期に支払うこと。
- 下請代金の支払いはできる限り現金。少なくとも労務費相当額は現金で支払うよう配慮。

10 長期手形

- 割引を受けることが困難な長期手形の交付は建設業法に違反。
⇒手形期間は60日以内で、できるだけ短い期間
- 現金化にかかる割引料のコストは下請負人の負担とならないよう十分協議。

11 不利益取扱いの禁止

- 不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留などの違反行為を、下請負人が国土交通大臣等や公正取引委員会又は中小企業庁に通報したことにより不利益な取扱いをすることは禁止。

102

各項目における主要なポイント

12 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

- 営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存すること。
- 帳簿には契約書などを添付することが必要。
- 発注者から直接建設工事を請け負った場合は、10年間保存する図書がある。
- 材料費等記載見積書又はその写し（作成されたとき）及び見積書の内容に関する打合せ記録
【令和7年12月追加】

＜参考＞帳簿の電子化

紙の帳簿に替え電磁的方法により保存された情報を映像表示することで可(令和5年5月12日告示建設業法施行規則改正)

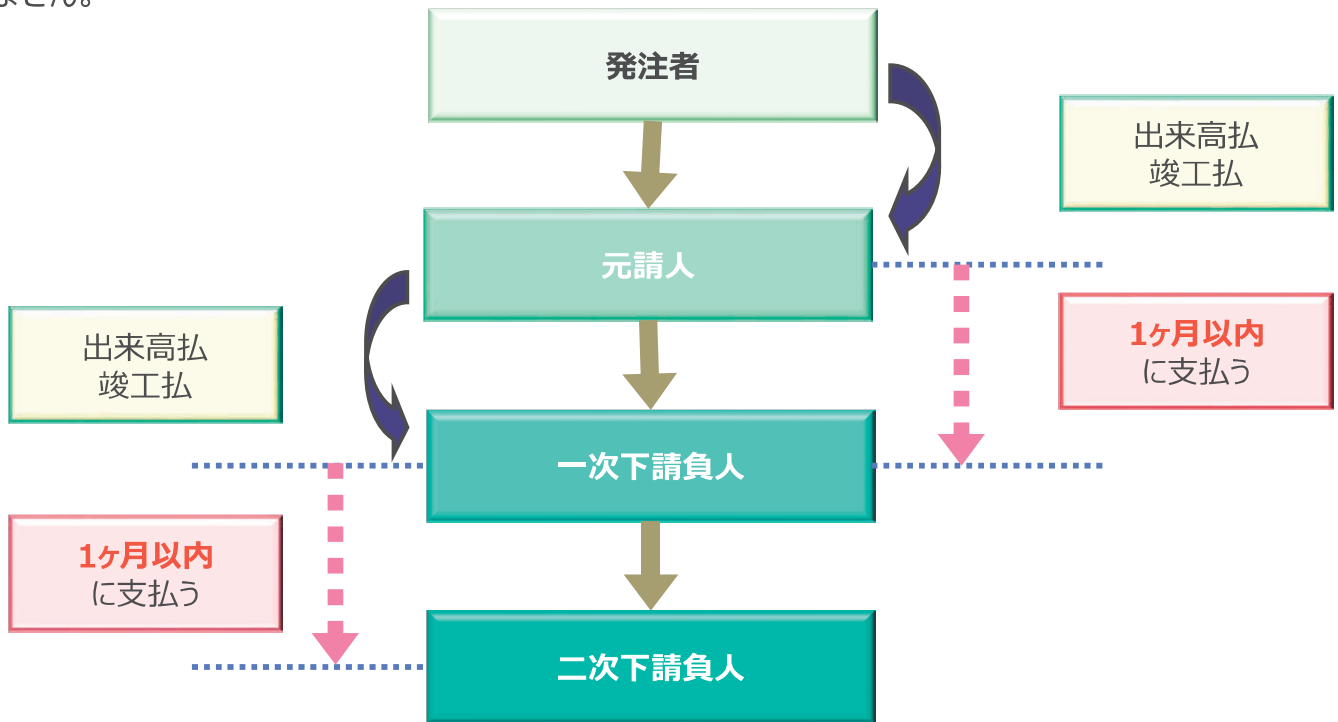
13 関係法令（独占禁止法、社会保険・労働保険、労働災害防止対策、下請代金の支払手段）

- 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3外の規定に違反している事実があり、その事実が独占禁止法第19条の規定（「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」）に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができる。
- ※材料費等記載見積書で示された額を著しく下回る金額で請負契約を締結した発注者には勧告も可能
- 法定福利費や労働災害防止対策に要する経費は、建設業法第19条の3第1項に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる。
- 法定福利費等は、建設業法第20条第1項に規定する、「明らかにして見積を行うよう努めなければならない建設工事の経費の内訳」に含まれる。
- 施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要。
- 元請負人は、下請負人から提出された法定福利費や労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しなければならない。

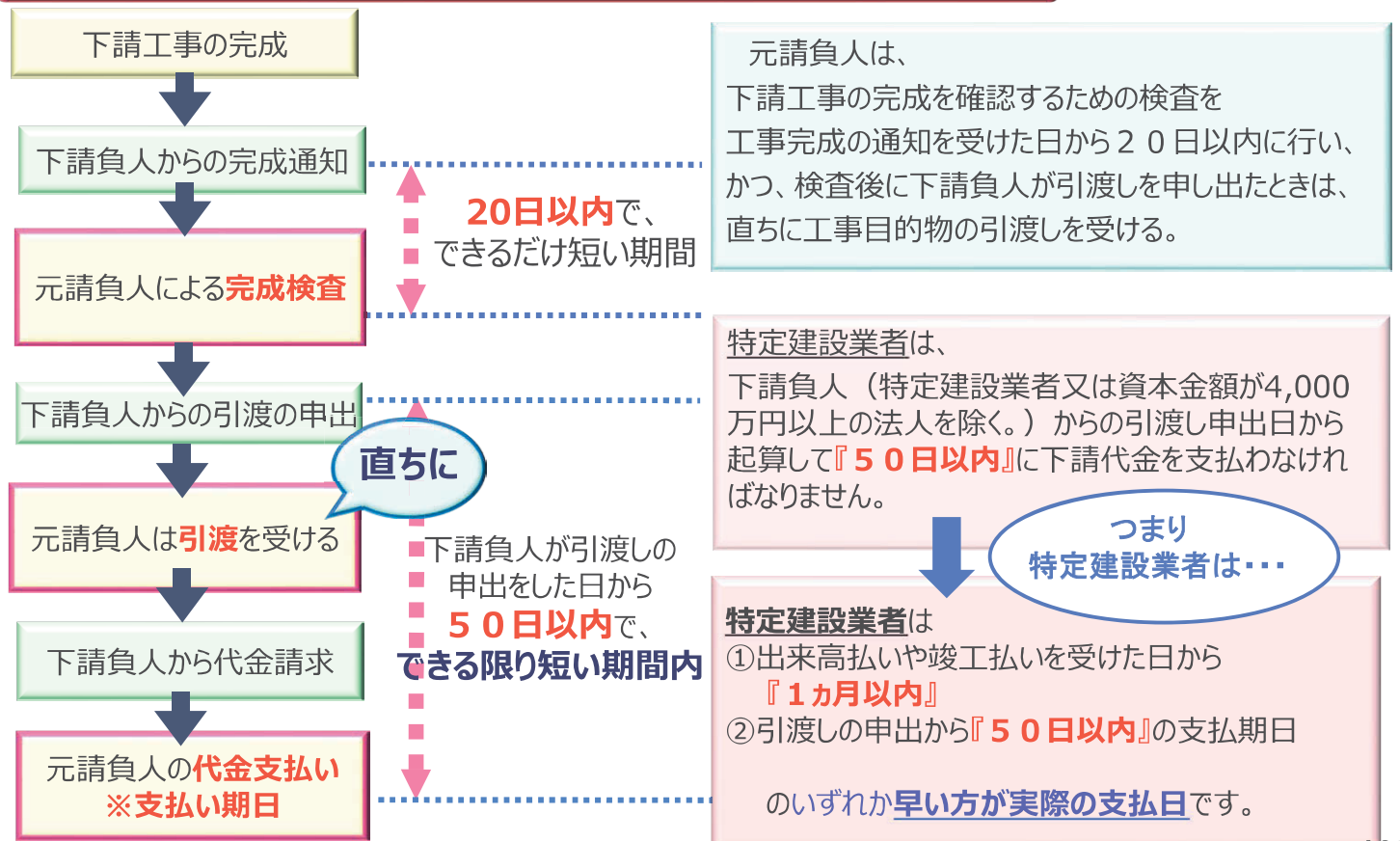
103

上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら・・・

元請負人は、注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を『1ヵ月以内』に支払わなければなりません。



下請工事の完成後 ・ 特定建設業者の下請代金払い



**約束手形は廃止の方向！
使う場合はできるだけ手形期間を短く！**

下請代金の支払いは、できるだけ現金によるものとし、**少なくとも労務費相当分は現金**で支払うよう配慮しなければなりません。手形で支払う場合においても、**手形期間は60日以内で、できるだけ短い期間**に！

【建設業法第24条の6第3項】

特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による**割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。**

●令和6年11月から、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請代金支払遅延等防止法上「**割引困難な手形**」等に**該当するおそれがあるもの**として指導の対象とすることを前提として、同法の運用が見直された。(「手形等のサイトの短縮への対応について」(令和6年4月30日 20240423中庁第4号・公取企第153号))

●令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する
(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定))

留意点

◆手形期間が60日を超えるものを「割引困難手形」のおそれがあるものとして、建設業法の指導の対象となります。

◆また、取適法※において、委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合の当該製造委託等代金の支払いについて手形を交付することが禁止されています。

※製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

その他（参考資料）

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

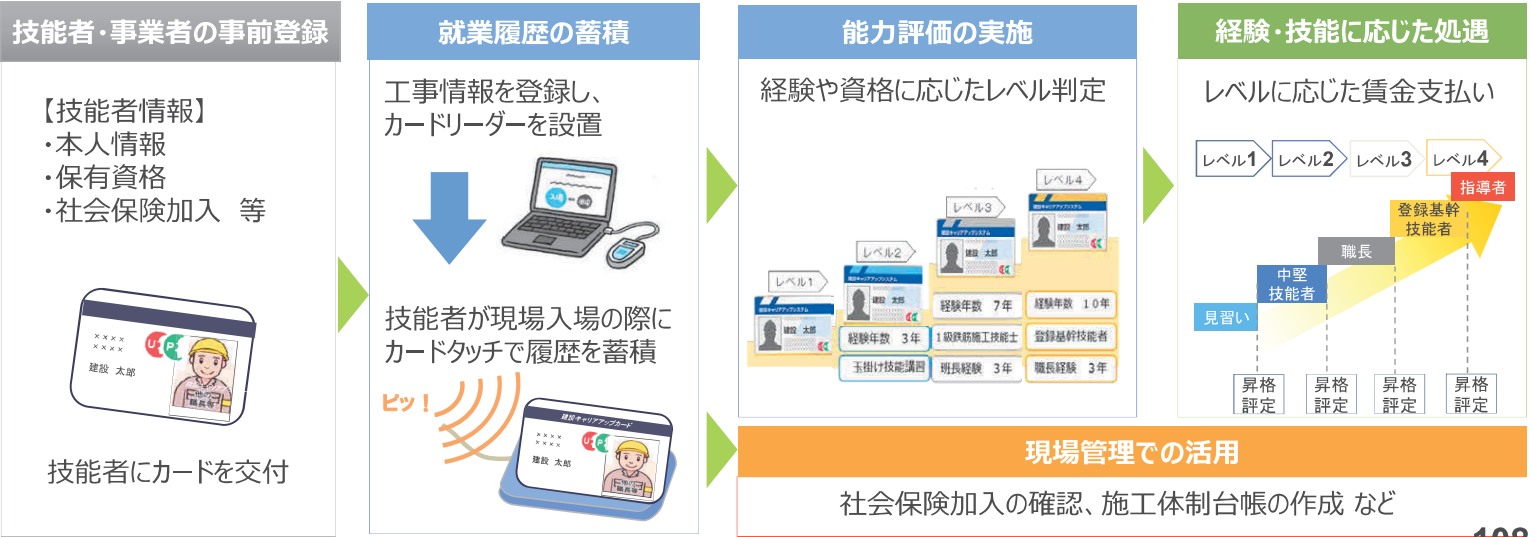
人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもて、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

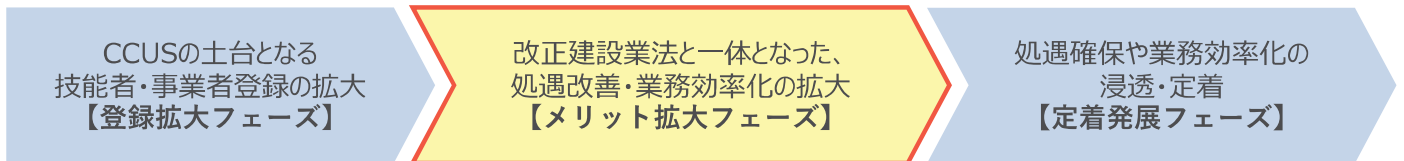


CCUS 利用拡大に向けた3か年計画 (概要)

<令和6年7月24日公表>

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

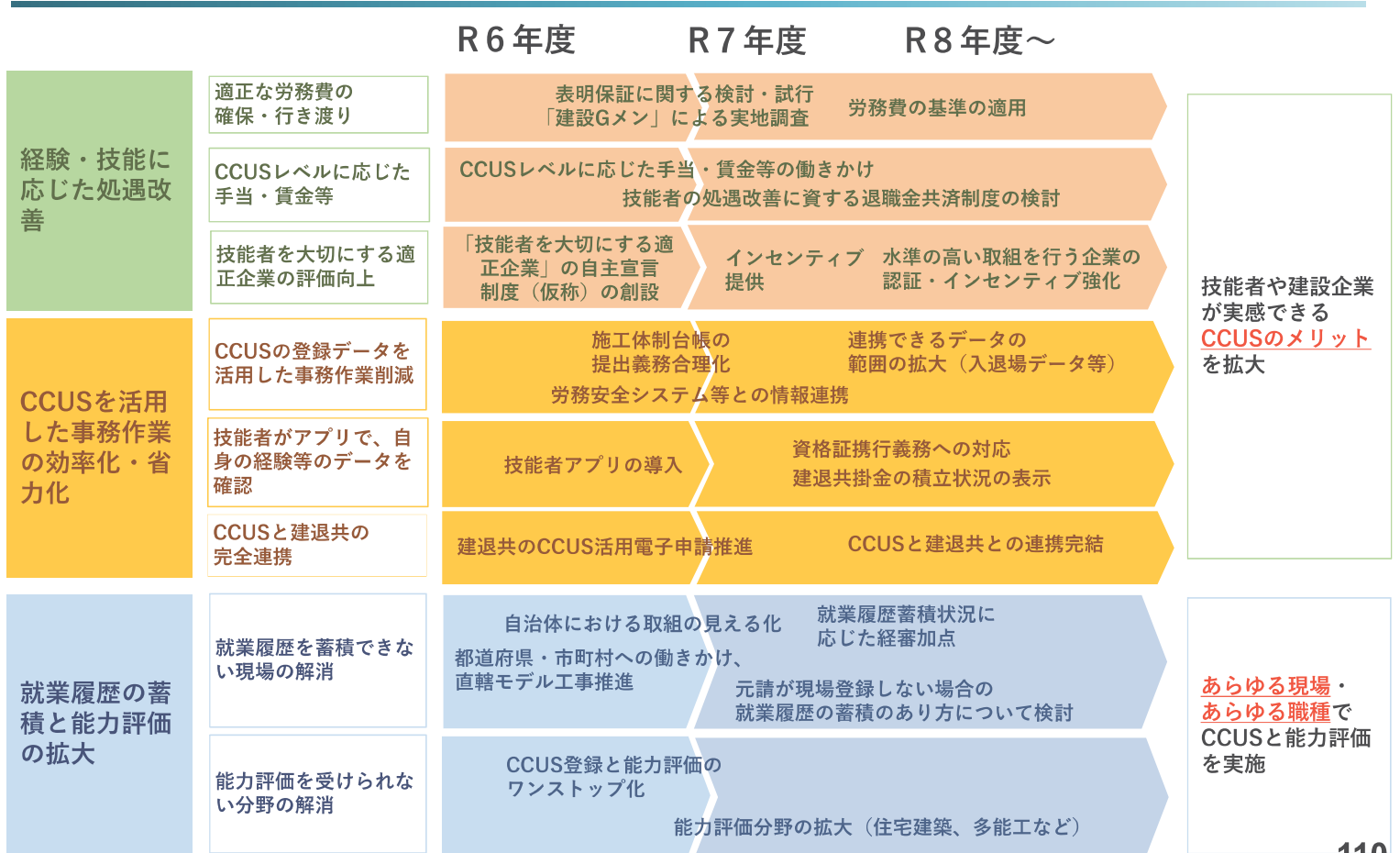
3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

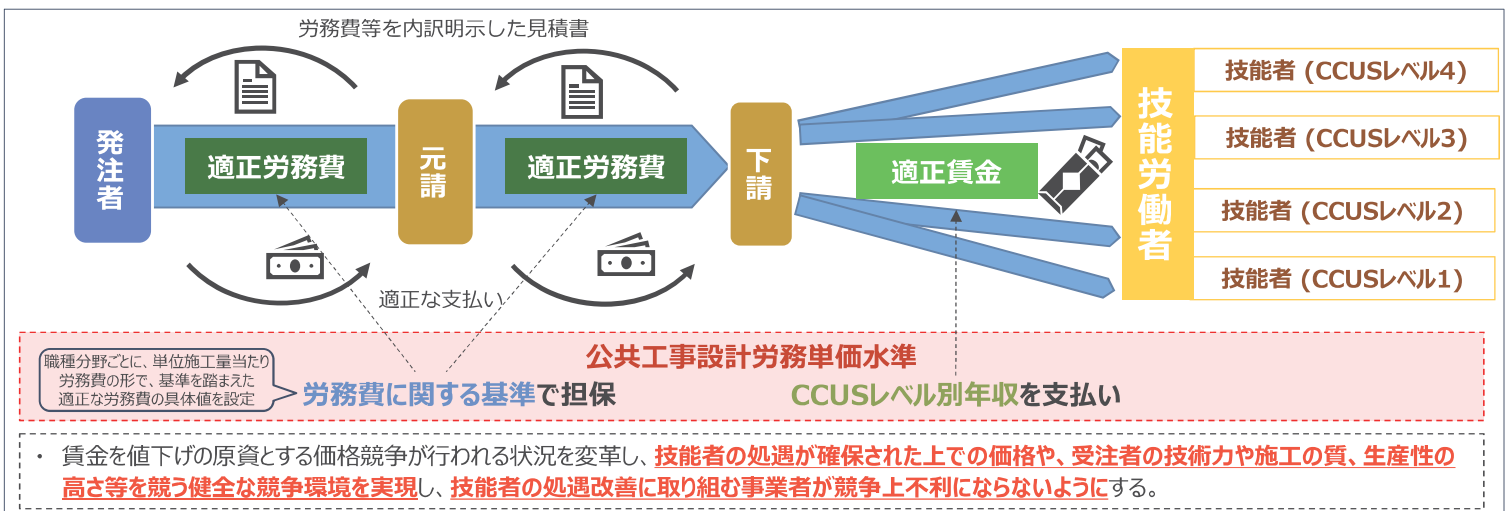
あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）



労務費に関する基準の考え方とその実効性確保策のパッケージ

「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- 労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化による適正な労務費の確保
- 自主宣言制度(※)による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見える化し、インセンティブを付与する制度

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- CCUSレベル別年収の支払いの推進
- 契約当事者によるコミットメント制度(※)の活用を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンプ調査の実施
- 総労働時間を把握するための取組の実施 等

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別 (全 分 野) (年 収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1 (単位:万円) (標準値 ~ 目標値)	レベル2 (単位:万円) (標準値 ~ 目標値)	レベル3 (単位:万円) (標準値 ~ 目標値)	レベル4 (単位:万円) (標準値 ~ 目標値)
全 国	395 ~ 535以上	444 ~ 599以上	472 ~ 664以上	572 ~ 754以上
北 海 道	363 ~ 492以上	408 ~ 551以上	434 ~ 611以上	526 ~ 694以上
東 北	417 ~ 565以上	469 ~ 632以上	498 ~ 701以上	604 ~ 797以上
関 東	418 ~ 567以上	470 ~ 635以上	500 ~ 704以上	606 ~ 800以上
北 陸	407 ~ 552以上	458 ~ 618以上	487 ~ 686以上	590 ~ 779以上
中 部	416 ~ 565以上	468 ~ 632以上	498 ~ 701以上	603 ~ 796以上
近 畿	386 ~ 524以上	435 ~ 587以上	462 ~ 651以上	560 ~ 739以上
中 国	337 ~ 457以上	379 ~ 512以上	403 ~ 568以上	489 ~ 645以上
四 国	362 ~ 491以上	408 ~ 550以上	433 ~ 610以上	525 ~ 693以上
九州・沖縄	383 ~ 519以上	431 ~ 581以上	458 ~ 644以上	555 ~ 732以上
参考①特殊作業員	416 ~ 563以上	468 ~ 631以上	490 ~ 692以上	603 ~ 792以上
参考②普通作業員	350 ~ 473以上	393 ~ 530以上	412 ~ 581以上	506 ~ 665以上

<算出条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和7年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年来済、レベル2相当:5年以上10年来済、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

建設技能者を大切にしている企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にしている企業の自主宣言**」が創設。
- 宣言企業は、令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において、加点予定。



参加の流れ

1. 立場選択 : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
2. 項目検討 : 必須項目、任意項目について対応検討
3. 申請 : 1. 2. を以て国交省に申請
4. 公表 : 国交省HPに掲載

効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必 須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任 意	その他 例)・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等		

- 宣言状況 (2026年3月末現在) 計 : 1,887社

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダレダレの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において**加点**



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**が重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討



中国地方整備局建政部ホームページでの情報提供

中国地方整備局ホームページからも、次のような参考資料が入手できます。是非、ご覧下さい。



【中国地方整備局建政部HP】のホーム画面の「建設業・建設関連業」をクリック。

「法令遵守及び指導・監督（法令遵守情報サイト）」をクリック。

法令遵守及び指導・監督（法令遵守情報サイト）

法令遵守及び建設業法令遵守推進本部

【建設業法令遵守推進本部の取り組み】

中国地方整備局では、平成19年4月より、建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業者の法令適行情報の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

- 全額5年償還型建設業向け全額7年償還型貸付
- 全額5年償還型建設業向け全額6年償還型貸付
- 建設業向け適正化推進補助金交付

- まちづくり
- すまいづくり
- 建設業・建設関連業
- 労働環境
- 土地利用
- 建設部所管各種手続一覧（用語・提出）
- 支援対象と取り組み事例
- トピックス

建設業法令遵守ガイドライン（第12版）

— 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 —

このガイドラインの概要は、本日の資料に含まれています。
元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか等が具体的に示されています。

建設業法に基づく適正な施工体制について Q&A

施工体制だけでなく、建設業における適正な契約等についても、簡潔に解説しています。施工体制台帳、再下請負通知書の記載例も掲載しています。

【令和8年3月改訂版】
発行：国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課



建設業法違反となる取引上の行為や注意点と、目指すべき取引のあり方等を簡潔に解説しています。

建設業に関する相談窓口

建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976 (ナビダイヤル)

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00～12:00,13:30～17:00

(土日、祝日、閉庁日を除く)

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への問い合わせは、電子メールでも受け付けています。

以下のHPで各地域でのメール送信先を確認ください。

「建設業フォローアップ相談ダイヤルHP」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_00058.html



● 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。

● 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

駆け込みホットライン

建設業者に対する通報・相談先についてご案内します

「建設業相談窓口ナビ」

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi>



通報内容はこちらにお願いします

「駆け込みホットライン 情報収集フォーム」

<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html>



お電話での情報提供は

TEL 0570-018-240 (ナビダイヤル)

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00～12:00,13:30～17:00

(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

建設業に関する相談窓口

建設業取引適正化センター

センター
東京

TEL 03-3239-5095

FAX 03-3239-5125

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

相談料
無料

センター
大阪

TEL 06-6767-3939

FAX 06-6767-5252

E-mail:osaka@tekitori.or.jp

【受付時間】9:30～17:00

(土日、祝日、年末年始を除く)

● 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業取引適正化センター

検索

許可申請等に関するお問い合わせ窓口

TEL 082-221-9231

中国地方整備局/代表

→建政部建設産業課をご指定ください

【受付時間】9:15～12:00,13:00～18:00

(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 建設業許可、建設業の変更届、経営事項審査等の建設業法に基づく申請手続きについてのご相談、その他建設業法関係全般のご相談を受け付けます。

- 建設業法及び各種ガイドラインの詳細は、以下の国土交通省ホームページ等でご確認いただけます



建設業法



ガイドライン・マニュアル



工期に関する基準



建設工事標準
請負契約約款